昭和四十八年六月十日發行

萬葉

萬葉學會

上代の文学……井手至（一）
出雲国風土記の成立について……柏木真里（一〇）
—「即」の用法から—
天智紀にみえる「月生」の語について……東野治之（三一）
万葉序歌の成立……上田設夫（三七）
黄葉片々
各里制より見た櫟居原・穂積の位置……大井重二郎（四九）
書評
木下正俊著『万葉集語法の研究』……浅見徹（五四）
報告・予告……（六一）

第八十一號
昭和四十八年六月

第八十號目次

筑前國志賀白水郎歌十首に就いて…………稲岡耕二

同音讀の掛詞「絲(SĬ)・思」(SI)」について…………HALLA ISTVA'N（原岩魚）

毛利正守

萬葉集の「代」「はか」について…………大井重二郎

奈良朝宮廷歌巻…………伊藤博

—萬葉集巻六の論—

學會報告・豫告…………

上代の文字

井手　至

一

『日本書紀』には、応神天皇十五年に百済から阿直岐が、次いで翌十六年に王仁が来朝し、菟道稚郎子が、これらを師として漢字漢文を学習したことを記している。その年代についての信憑性は薄いけれども、大陸との交通が早くから開けていたことは確かであるから、漢字を記した大陸の文物も、三、四世紀の頃にはわが国に入っていたであろうと思われる。後漢光武帝の「漢委奴国王」の金印は、ことの真偽は別としてもあまりにも有名である。このほか、舶載の貨幣、刀剣や鏡の銘文等を通じて、人々は大陸の文字（漢字）に接する機会があったであろう。しかしながら、わが国には、「蓋聞、上古之世、未レ有二文字一」（古語拾遺）といわれているように、元来文字がなく、文字に関する知識がまったくなかったから、その伝来のはじめにおいては、漢字の文字としての機能を知るすべを持たず、人々は、それを図形と同一視したようである。周知のように、四世紀から五世紀にかけて、わが国で製作せられた仿製漢式鏡に、図案化した銘文の刻まれた例が見いだされるのは、その証とするに足るであろう。

中国における漢字も、その起源に遡るならば、より一層、象形乃至は符牒的なものに近づくが、とうとう最後まで、文字の発明されなかったわが国においても、そのような文字代りの標識や絵文字的なものの存在までを否定することはできないであろう。『万葉集』の歌に詠まれた「わが国は　常世にならむ　図(あや)負へる　神しき亀」（巻一・五〇）の「図」なども、文字と類同の機能を果したものとして受け取られる。むしろ、わが国では、そのような文字に代るものが存在していたからこそ、新たに移入された中国の文字をまで、絵画的な図形的記標の一と受け取ったのであろう。

二

文字を持たなかったわが国においては、古来、文字に代るものとして、「刻レ木結レ縄」（隋書倭国伝）の類が行なわれたであろうと思われる。文字代りの標識としては、記標（絵文字）と結縄とが有名で、わが国でも少なくとも戦前まで、琉球などで行なわれていた。① その例に拠れば、記標の方は、文字通り、文字代りの簡単な符牒、絵文字であり、結縄の方は、縄紐に結び目をつけたり、物を結わえつけたりして符牒としたものであった。

　わが国上代において、これに相当する営為と認められるものは、次に示したように、「標立つ」とか、「標結ふ」、あるいは「標刺す」などのことばによって表わされている行為である。

(1)大伴の遠つ神祖の奥つ城は著く標立て人の知るべく　（巻十八・四〇九五）

(2)後れ居て恋ひつつあらずは追ひしかむ道の隈みに標結へわが夫　（巻二・一一五）

(3)わが屋外に植え生ほしたる秋萩を誰れか標刺すわれに知らえず　（巻十・二一一四）

これらの歌にみえる「標立つ」「標結ふ」「標刺す」という行為が、文字に代るべき標識としての機能をもつ「標」を設けるものであったことは、(1)の歌の、墓標について「著く標立て」と歌った例や、(2)の歌の、後から追って行く者のために目印として「標結へ」と言った例において特に顕著である。標がこのように標識、記標として用いられたことは、また、「しめゆふ」とか「しめ」という語句が

浅茅原小野に印結ふ空言をいかなりと言ひて君をし待たむ　（巻十一・二四六六）

思ひあまりいたもすべ無み玉だすき畝火の山にわれ印結ひつ　（巻七・一三三五）

印結ひてわが定めてし住吉の浜の小松は後もわが松　（巻三・三九四）

などのように、「印」字で表記されていることからも明らかである。② 国語においては、「しるす」という語からして、元来「文字を書く」ということを意味せず、「印を付ける、標識を設ける」の意に用いられることばであったと考えられる。文字の無い社会においては、このような標を、口ことばを補なう有力な伝達の手段として用いざるを得なかったのである。

　ところで、標は、単に文字代りの標識、符牒としての機能を果すばかりのものではなかった。標は、それを「結ふ」と言われているように、結ぶ行為を伴なうところの呪術的性格をもったものであったかと思われる。標を結う者の霊力（生命力）や意思を封じ込め、

邪悪なる他者の侵犯を許さぬ禁断の護符として役立つものと信じられたようである。しかし、人々の考え方が徐々に合理的な考え方に移行しつつあった万葉時代には、「空言(事)」にかかる序詞として

浅茅原小野に標結ふ空言も逢はむと聞こせ恋のなぐさに　(巻十二・三〇六三)

浅茅原刈り標刺して空言も寄さえし君が言をし待たむ　(巻十一・二七五五)

などと用いられているように、すでに、標のもつそのような呪力のあまり信じられない場合もあったらしい。けれども、標は、当時も

祝部(はふり)らが齋(いは)ふ社の黄葉(もみちば)も標縄越えて散るといふものを　(巻十・二三〇九)

と歌われているように、神域(神祭りの場)の標示として用いられ、また、あるいは

茜さす紫野行き標野行き野守は見ずや君が袖振る　(巻一・二〇)

人こそばおほにも言はめわがここだ賞(しの)ふ川原を標結ふなゆめ　(巻七・一二五二)

ささなみの大山守は誰がためか山に標結ふ君もあらなくに　(巻二・一五四)

延ふ葛の絶えず賞(しの)はむ大君の見(め)しし野辺には標結ふべしも　(巻二十・四五〇九)

などの歌から、山野やその草木の占有を主張するに足る標示として用いられていたことがわかるのであって、標の呪力はなお幾分かは信じられていたようである。

上代における言霊信仰については別にも述べたので[3]再説しないが、ことばに言霊が働いて、かならず、ことば通りの事態が実現すると信じられたことは、標が古くから他者の侵犯を禁ずる呪符として用いられ、標に呪力がこもると信じられたことと、決して無関係ではないと思われる。

三

わが国では、漢字伝来以後も、長らくの間、長文の詞章は国語のことば通り表記されることがなかった。長文の詞章は、『古語拾遺』に「貴賤老少、口々相伝、前言往行、存而不忘。」とあるように、口誦に適した形式で口誦によって伝えられるか、あるいは、その内容が漢訳されて漢文で表記されるかのいずれかであった。その漢文は、おそらく、多くの場合は大陸からわが国に渡って来ていたいわゆる帰化人の担当するところであり、中には、現存する五、六世紀の金石文(後述)に見られるように、多少崩れた漢文体(変体漢文体)で書かれたものもあったであろう。稗田阿礼の『古事記』の

誦習は、そのような、国語との間に互換性の稀薄な（変体）漢文体で書かれた原古事記の訓読法を習い憶えたものであったと推定される。上代における漢文訓読は、まさに、この稗田阿礼の『古事記』の誦習のように、口誦によるものであった。[4] この時代の訓読資料が残っていないのはこのためである。この意味で、『古事記』序文の阿礼の誦習に関する記述は、平安朝の訓読資料に見られるような、仮名文字や符号（星点など）を用いて訓法を定着させることのできなかった上代における漢文訓読のあり方を述べた貴重な文字であると思うのである。

移入された漢字は、このようにその初期においては長文の国語表記に対して無力であったけれども、まったく国語を表記することがなかったというわけではない。国語の固有名詞の表記には、伝来の当初から、漢字の利用が行なわれたと推測される。それは、すなわち、わが国の最も古い金石文のひとつ、五世紀中葉の熊本県玉名郡江田船山古墳出土の太刀銘に、すでに「伊太於」という字音表記の人名が見え、また、六世紀初頭の和歌山県橋本市隅田八幡宮人物画象鏡銘にも、「意柴沙加」「開中費直」という地名が漢字音を利用して表記されているからである。このように、固有名詞の表記に漢字音を表音的に利用する方法は、すでに中国において仏典の漢訳などに際して盛んに用いられた方法であり、三世紀の『魏志』倭人伝における倭の地名、人名表記にも「伊都国」「卑弥呼」など、その例を見いだすのである。わが国と同様に漢字を利用して自国語を表記しようとした朝鮮においても、わが国に先立ってこの方法を採用していたと考えられ、金石文や文献資料における地名、人名表記に、たとえば「非里」「夫法知吉之」（真興王磨雲嶺碑）、「加知奈県」「異斯夫」（三国史記）、「安羅」「己麻奴跪」（逸文百済本記）など、その例が認められる。わが国でも、これらの先蹤に倣って、字音の利用による固有名詞の国語表記が行なわれたわけである。七世紀の推古遺文を例にとれば、推古四年の元興寺露盤銘に

　大和国天皇、斯帰斯麻宮治二天下一名阿米久尓意斯波羅支比里尓波弥己等世、奉二仕巷宜名伊那米大臣一時、百済国正明王上啓云、……（下略）

とあり、また、推古十四年の観世音菩薩造像銘に

　歳次丙寅年、正月生、十八日記。高屋大夫、為レ分二韓婦夫人名阿麻古一、願二南无頂礼一、作奏也。

とある。このように漢文（変体漢文）で書かれた文章の中にあって、地名、人名などの固有名詞（圏点部分）だけは借音仮名を用いて国語表記されていることがよくわかるのである。（なお、後者の「高屋」は借訓仮名による表記である。）

わが国で、「字」という文字を「な」と訓むのは、中国で実名としての「名」のほかに、元服の時つけられる通称を「字」というところから来たものであるが、⑤わが国では、そのような人名としての「字」のみならず、文字としての「字」をも、「まな」（真字の意）とか「かな」（借字の約）と称する。これは、わが国で漢字の伝来当初において、地名、人名など、名まえの国語表記に漢字が用いられたところに由来するものであろうと思われる。⑥もっとも、中国においても、殷代にまで遡れば、神祭に用いる銅器に書かれた漢字（金文）の古いものは、もっぱら、部族、家、神、人などの固有名詞を表示したものとなるが、⑦この場合は、そのことは一往無関係であると考えてよい。

四

『風土記』撰進の詔命に

和銅六年五月甲子、畿内七道諸国、郡郷名著二好字一。……

とあるのは、『延喜式』（民部省）に

凡諸国部内、郡里等名、並用二二字一、必取二嘉名一。

と見えるのと趣旨を同じくするものであって、この場合、和銅の詔命の「好字」は、民部省式の「嘉名」に通じる。『風土記』に見える実際例に徴しても、たとえば、『播磨風土記』の

安相里……〈本名沙部云。後里名依レ改レ字二字注一、為二安相里一〉（餝磨郡）

安師里〈本名酒加里〉土中上。大神湌二於此処一。故曰二須加一。後号二山守里一。所二以然一者、山部三馬任為二里長一。故曰二山守一。今改レ名為二安師一者、因二安師川一為レ名。……（宍禾郡）

の場合は、本名を改めた例に属するが、『出雲風土記』には、改名が改字にとどまったものが多い。たとえば

母理郷　本名文理。……

母理郷　郡家東南卅九里一百九十歩。所レ造二天下一大神、大穴持命、越八口平賜而、還坐時、来二坐長江山一而詔。「……但八雲立出雲国者、我静坐国、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守。」詔。故云二文理一。〈神亀三年改二字母理一。〉（意宇郡）

は、その一例で、「母理」を好字＝嘉名とみて、本の郷名「文理」を「母理」に改めたというのである。「神亀三年……」とあるのは、『出雲風土記』の総記の部分に

右件郷字者依二霊亀元年式一、改レ里為レ郷。其郷名字者、被二神亀三年民部省口宣一改之。

と見えるものを指したもので、この神亀三年の民部省口宣は、先程

引用した延喜の民部省式と同趣旨のものであったと考えられる。

「文理」を「母理」に改名（改字）したのと同類の地名改正は、『出雲風土記』になお多く、

云成（飯成？）郷→飯梨郡　（意宇郡）
林郷→拝志郷　（〃）
加加郷→加賀郷　（嶋根郡）
恵伴郷→恵曇郷　（秋鹿郡）
伊努郷→伊農郷　（〃）
忽美郷→玖潭郷　（楯縫郡）
志刀沼郷→漆沼郷　（出雲郡）
寸付郷→杵築郷　（〃）
伊農郷→伊努郷　（〃）
三太三郷→美談郷　（〃）
止屋郷→塩冶郷　（神門郡）
高崖郷→高岸郷　（〃）
多吉郷→多伎郷　（〃）
最邑駅→狭結駅　（〃）
多吉駅→多伎駅　（〃）
三刀矢郷→三屋郷　（飯石郡）
伊鼻志郷→飯石郷　（〃）

種郷→多禰郷　（〃）
支自真郷→来嶋郷　（〃）
矢代郷→屋代郷　（大原郡）
矢内郷→屋裏郷　（〃）
阿欲郷→阿用郷　（〃）
得塩郷→海潮郷　（〃）
樋郷→斐伊郷　（〃）

の例を見いだす。いずれの場合も、改名が文字の上だけに終っていることが注意される。名まえが文字化して示され、その文字が名まえを表示するところから、文字がすなわち名であると考えられた事情を、これらの場合にも読み取ることができる。

五

ところで、大陸（中国）における地名表記の趨勢に倣って、わが国で奨励された、漢字二字による地名表記は、和銅以前、すでに徐々に定着をみていたようであり、[8] 和銅の詔命は、この傾向を促進させる効果があったであろう。しかしながら、ここに注意すべきは、和銅の詔命の表面に謳うところは、郡郷名の好字表記である。単なる二字表記ではない。延喜の民部省式でも、同じことが嘉名による二字表記となっていることは、すでに掲げた通りである。『風土

記』の地名説話において、「死野」を「生野」に（播磨風土記、神前郡）、「宇恵々（飢々の意）山」を「飯豊」に（逸文陸奥風土記）それぞれ改名した例があるように、上代の人々は、地名に嘉名をつけることを欲したのである。それは、上代の人々が、名まえを単なる符牒とは考えないで、そのものの実体と表裏をなすものと考えたからであろう。言霊信仰では、言は事であると考えるが、文字もまた、ことばと同じように、いな、ことば以上の呪術性、権威性をもつものとして、そのものの実体、そのものの本質を表わすものと考えられる傾向が強かった。漢字は、古く、殷の諸王が卜占によって神意を問うた甲骨文のように、本国においても半ば王の専有物であるかのような用い方をされたことがあり、元来、一種の神聖な権威を伴なうものであったと考えられるが、わが国に移入された漢字も、その学習の難しさも手伝って、やはり朝廷や貴族、豪族、官人などの権威を象徴するものとなりがちであった。漢字のもつそのような権威性は、さらに、それが、ことばに密着した新しき時代の記標として、古い「標」のもっていた呪符としての呪術的な性格をも受け継ぐことによって、ますます強調せられたのである。

かくて、ことばを表記するための文字の選択は、上代の人々にとって、決してゆるがせにできない重大事と考えられた。特に、地名の場合は、その土地を領有する神の存在が背後に感じられたから、神名の場合と同様に、文字の選択が重要視された。ここに、和銅の詔命に見える「好字」は、このように上代の人々が伝統的に持ち続けた文字実体観、文字即物観を勘案するならば、かなり重要な意味をになったことばとして受け受られたのではないかと思われる。先掲の『出雲風土記』の改字例をみると、「林」を「拝志」（意宇郡）、「三太三」を「美談」（出雲郡）、「加加」を「加賀」（嶋根郡）に改めたものなどのように、その理由を臆測できるものも認められるけれども、「文理」を「母理」（意宇郡）、「多吉」を「多伎」（神門郡）に改めたものなど、現代のわれわれには、如何なる意味で後者の用字を好字と認めて改めたのか、理由の判然としないものがあり、甚しきは、「伊農」と「伊努」（秋鹿郡・出雲郡）の場合のように、好悪の判断が地域によって異なるものも見受けられる。しかしながら、そのことは、それほど微妙な用字の差異にも、上代の人々が神経を使って文字の選択を行なったためであるとも解することができる。

『風土記』以外の上代文献資料における地名の表記法にも色々の変遷が見られるが、その用字の中にも、文字実体観に基づく文字選択の結果選ばれたものが多く含まれているであろう。すでに、『魏志』倭人伝の「伊都国」の「伊都」を文字選択の一定の水準に達した好字表記の嚆矢と見なす説がある[9]が、「和（大和）」についても、

意味の芳ばしくない「倭(大倭)」を避けて、好字を選んだものといえるであろう。同様に、「出雲」「春日」「飛鳥」なども、音仮名ではないが、それぞれ、その土地を称め讃えた用字となっている。『安閑紀』に見える「婀娜国」(備後国安那郡)の「婀娜」も、明らかに美字を列ねたものである。

文字実体観に基づく文字の選択は、ただ単に、このような地名表記の場合だけにとどまらなかった。神名、人名などの固有名詞はもちろん、固有名詞的な語詞を書き表わす場合にも行なわれた。漢字をいかに運用して正確にことばを書き記すかという表記法よりも、むしろ、どんな漢字を選んで書き表わすかという用字法への関心が強く、用字の選択が重要視されたのである。『令義解』の「須明楽美御徳」(儀制)の例は、固有名詞ではないが天皇を表記する文字に、特別の配慮を加えたものである。中国で「主明楽美御徳」(唐丞相曲江張先生文集 巻七)と記したものとの関連性が考えられよう[10]。一方、「国樔(国巣)」「熊襲」などの例は、風俗習慣を異にした人々を、意識的に好ましからざる字面で表記したものである。これらは、いずれも文字がものの実体と相即不離のものであるという信仰が意識にあって、そのものに対する敬卑の感情や褒貶の気持が文字面となって現われたものということができよう。

しかしながら、文字の即物性という点では、「蝦夷」「土蜘蛛(土蛛)」「日本」「平城」「一支」「対馬」「長谷」などの用字の方がさらにまさる。そのものの実体を用字の上に端的に示しているからである。「蝦夷」は朝廷に背く「えみし」を夷狄と見たもの、「蝦」字を宛てたのももちろん卑めた用字である。「土蜘蛛」も土中に潜み、穴居生活を営む人々を蜘蛛(くも)に見立てたもの、『逸文摂津風土記』に「此人恒居㆓穴中㆒。故賜㆓賤号㆒、曰㆓土蛛㆒。」とあるような意識での用字である。一方、「日本」は、『新唐書』東夷伝に「使者自言、国近㆓日所㆒㆑出、以為㆑名」とあるような民衆語源意識をもって用いられたもの、「平城」は、奈良の都を表わす「平」の下に、中国式の都城の意を添えて書かれたもの、「一支」「対馬」については、それぞれ「一」「対」の字が両島の形態に関連して用いられたものと説かれ[11]、また「長谷」は、初瀬川の形態から「長谷の泊瀬」と慣用的に言われていたことから生じた用字であるとされている[12]。先に掲げた「出雲」「春日」「飛鳥」の場合も、それぞれ、「八雲立つ出雲」「春日かすが」「飛ぶ鳥あすか」という慣用句が、観念的な国讃めの詞章でなく、その土地の状態を端的に言い表わしたものであって、その慣用句にその用字が由来するものであると解するならば、それはより一層即物性の濃い用字と見ることができるのである。

このような用字の即物性は、上代においては、固有名詞に限ら

ず、普通名詞をはじめとするもろもろの語詞を表記した用字の上にも広く認められる。従来から注意されてきている、いわゆる義訓字や戯書などがそれに当たるわけである。義訓字や戯書の類については、用字の種々相の一として別稿⑬に述べておいたのでそれを参照されたい。

（本稿は、さる昭和四七年十月十日、天理市で開かれた万葉学会における講演原稿を書き改めたものである。）

注①矢袋喜一『琉球古来の数学と結縄及記標文字』（大正四年）
②拙稿「万葉集の文字意識」有精堂『万葉集講座』第三巻（未刊）所収。
③拙稿「ことばと名まえ——記・紀から万葉へ——」『谷山茂教授退職記念国語国文学論集』（昭和四七年）所収。
④中田祝夫『古点本の国語学的研究』総論篇、五四頁—六〇頁、二五八頁（昭和二九年）。
⑤拙稿注③参照。
⑥拙稿注②参照。
⑦藤林晃『文字の文化史』二頁、三八頁（昭和四六年）など。
⑧拙稿「『飛鳥』考」『万葉』七九号（昭和四七年五月）。
⑨亀井孝ほか『日本語の歴史』第二巻一三八頁（昭和三八年）。
⑩大野透『万葉仮名の研究』四五頁（昭和三七年）、沢瀉久孝ほか『時代別国語大辞典上代編』（昭和四二年）。
⑪大野透、注⑩書、四二頁。
⑫沢瀉久孝『万葉集注釈』第一巻一一頁（昭和三三年）。
⑬拙稿「上代における漢字の用法」『人文研究』二四巻七分冊（昭和四八年三月）など。

—大阪市立大学教授—

出雲国風土記の成立について

―「即」の用法から―

柏木真里

一

本論は、助辞としての「即」の使用法から出雲国風土記の成立の問題を考えようとするのであるが、まず、日本古代の漢文としてもっとも典型的と考えられる日本書紀において「即」がどのように用いられているかを検討し、その用法を基準として、出雲国風土記における「即」の用法の特色を提示しつつ、その成立上の問題を追求してゆきたい。

書紀の用法は、字義による用法（甲）と、助辞としての用法（乙）との二つに分けることができる。

甲

一、a (1)元年の春正月の壬申の朔己卯に神淳名川耳尊①、即天皇位す。　（上一四〇・四）

(2)豈図りきや、一旦に眇然に昇遐れて、水と与に帰ること無くして、即レ安二玄室一。　（下八六・八）

b (3)乃ち伊岐史乙等・難波吉士八牛を遣して、客等を引て館に入らしむ。即日に神酒を給ふ。　（下一八一・八）

(4)暴風即ち止みぬ。　（上二一六・三）

(5)此の夜、雷電なりて雨ふることはなはだし。天皇祈ひて曰はく「………」とのたまふ。言ひ訖りて即ち雷なり雨ふることと止みぬ。　（下三一六・八）

(1)、(2)の例は「〜つく」という動詞としての使い方で、位につく、やすみにつくという意味、(3)の例は、そのひ（即日）つまりすぐその日、当日という意味である。(4)、(5)の例も、即の本来の意味「すぐ」という意味に用いられていることは変らない。

乙の助辞としての用法は、さらに四つに分けて考えるのが便利である。

乙。

二、a (6)軍将等、即ち兵を以て寺をかくむ。　（下二〇一・一）

(7)此即ち伊勢に崇秘る大神なり。　（上一四・二）

a′ (8)此の神の五世の孫は、即ち大国主神なり。　（上四二・七）

(9)赤女は即ち赤鯛なり。口女は即ち鯔魚なり。　（上九九・一二）

この用法は、Ⓐ即Ⓑの型で、主語即述部となっている。述部が(6)の例のように「〜する」となる場合と、(7)の例のように「〜なり」となる場合とがあるが、全体の型としては主語即述部の型である。(8)(9)の例も主語即述部の型であることにはかわりないが、Ⓐ=Ⓑとなっている。（五世孫=大国主神）

三、(10)皇太子、視して飲食与へたまふ。即ち衣裳を脱ぎたまひて飢者に覆ひて言はく、「安に臥せれ」とのたまふ。　（下一五六・五）

(11)辛酉に南庭に殯す。即ち発哀る。　（下三八六・六）

この用法は、Ⓐ Ⓑ 即 Ⓒ の型で、「即」の部分を、「そして」という接続詞におきかえることができる。(10)の例は、皇太子（Ⓐ）が片岡に行かれた時、貧しい飢者に対された様子が書かれている。皇太子は貧しい飢者に対して飲食をあたえ、（Ⓑ）そして衣裳もあたえられた（Ⓒ）のである。主語である皇太子（Ⓐ）のされたことを記す述部のⒷ、Ⓒの文をおのおのつなぐためにⒷ即Ⓒという型となったものとすることができよう。(11)の例のように主語が省略されている場合もある。この「即」は同一の主語についての述部と述部とを接続する働きをもっていると考えられる。

四 a (12)亦云はく、口女、口の疾有りといふ。即ち急に召し至して、其の口を探れば失へる針鉤立に得つ。　（上九一・七）

(13)ひげを抜きて散つ。即ち杉に成る。　（上四五・九）

(14)示すに徳教を以てせむに猶服はざること有らば、即ち兵を挙げてうたむ」とまうす。　（上二一四・九）

a′ (15)「彼の神の象を図し造りて招祷き奉らむ」とまうす。故即ち石凝姥を以て冶工として、天香山の金を採りて、日矛を作らしむ。　（上三四・三）

この例は、Ⓐ即Ⓑの型で、Ⓐの部分が条件句になり、Ⓑの部分との間で因果関係を作り出している。〜レバ、〜カバのように因果関係をはっきりさせる訓がつけられている例（14）もあれば、そのようなよみ方になっていない例（12、13）もあるが、ここでは同一例として取扱った。

五、(16)伊奘諾尊の曰はく「吾、御寓すべき珍の子を生まむと欲ふ」とのたまひて、乃ち左の手を以て白銅鏡をとりたまふときに、則ち化り出づる神有す。是を大日孁尊と謂す。右の手に白銅鏡を持りたまふときに、則ち化り出づる神有す。是を月弓尊と謂す。又首を廻して顧眄之間に、則ち化る神有す。是

を素戔嗚尊と謂す。即ち大日霊尊及び月弓尊は並に是質性明麗し。　　（十一・五）

⒄三年の冬十月の辛未の朔癸酉に東の蝦夷悉に朝貢る。即ち蝦夷を役ひて、廐坂道（うまさかみち）をつくらしむ。　　（上二七一・三）

⒅二年の春二月の丙寅の朔に皇太子及び大臣に詔して、三宝をおこし隆えしむ。是の時に諸臣連等各君親の恩のために競ひて仏舎を造る。即ち是を寺といふ。　　（下一三七・一）

これらの諸例の形を [A] 即 [B] の形であらわすならば、BはAの内容、または叙述の一部を受けて展開することとなっている。具体的に言うならば、⒃の「即」以後の文は、前文に提示された大日霊尊・月弓尊をうけて展開するのであり、⒄の「即」以後の叙述は、前文に提示された蝦夷を受け、これにかかわって展開する。このように、後文Bが前文に関連しつつはじまる場合、「即」はそのような接続をあらわすものとして、Bの頭におかれていると解することができる。この種の場合、「即」の直後に、⒅のように「是」という指示語の類がおかれることも多い。

以上のように、書紀の「即」の用法は、五種に分類することが可能であるが、下にあげたものは、書紀における五種の用法とこれに属する用例の数である。

類		用法	用例数
甲	(一)	a ①つく（動詞）	五四
		b ②その	三六
		③すぐ・やがて	一八
乙	(二)	a [A]ハ 即 [B]ス（ナリ）（主述関係）	六三
		a′ [A] 即 [B]（A＝B）	一三
	(三)	[A]ハ [B]シ 即 [C]ス（述部の連続）	一〇八
	(四)	a [A] 即 [B]レバ（因果関係）	五六
		a′ [A] 故即 [B]	八
	(五)	[A] 即 [B]（Aの要素をBがうける）	二八

合計　三八四例

二

前節でみた書紀の用法と比較してみると、古事記および肥前国、豊後国、播磨国の各風土記の用法は書紀の用法と全く等しい。「即」の用法上に差のみられるのは、常陸国、出雲国の各風土記であるが、常陸国風土記のことは後考にゆずることとして、ここでは出雲国風土記に焦点をあてて、その用法上の特色を考えてみたい。考察の方法は、前節に述べた書紀の用法を基準として、出雲国風土記の全用例をこの五分類にあてはめて考えてみることとする。

甲。

一、b⒆和加布都怒志能命御狩為まし時、即て郷の西の山に狩人を立て給ひて猪犀を追ひて北の方にのぼらすに、阿内の谷に至りて、其の猪の跡失せき。（秋鹿郡　一五五）[2]

⒇その時「何処を然いふ」と問ひ給へば、即て御祖の前を立ち去り出でまして石川を度り、坂の上に至り留まり「是処ぞ」と申したまひき。（仁多郡　二二七）

この「即」は日本古典文学大系本「風土記」においてもヤガテと読んでいる。次の諸例は、大系本では助辞として取扱っているかにみえるが、これらはすべて「川」「道」についての記述であり、「そのまま」「やがて」という意味で用いられた、⒆⒇と同様な使用例と理解するのがよいのではなかろうか。

一、b㉑……流れて仁多の郡横田の村に出で、即ち横田・三処・三沢・布勢等の四つの郷を経て、大原の郡の堺なる引沼の村に出で、即ち来次・斐伊・屋代・神原等の四つの郷を経て、出雲の郡の堺なる多義の村に出で河内・出雲の二つの郷を経て北に流れ、更に折れて西に流れて、即ち伊努・杵築の二つの郷を経て神門の水海に入る。

（出雲郡　一九三）

㉒源は飯石の郡琴引山より出で北に流れ、即ち来嶋・波多・須佐の三つの郷を経て、神門の郡余戸の里の門立の村に出で、即ち神戸・朝山・古志等の郷を経て西に流れて水海に入る。（神門郡　二一一）

二、㉓意宇の郡家の北の十字の街に至り、即ち分れて二つの道となる。（巻末記　二四七）

㉔出雲の郡家の東の辺なり。即ち正西の道に入る。（巻末記　二四九）

㉕又、西のかた七里にして、玉作の街に至り、即ち分れて二つの道と為る。（巻末記　二四九）

㉖又南のかた廿三里八十五歩にして、大原の郡家に至り、即ち分れて二つの道となる。（巻末記　二四九）

㉗又、東南のかたに去ること一十六里二百卅六歩にして、仁多の郡家に至り、即ち分れて二つの道となる。（巻末記　二五一）

㉘又、西のかた廿一里にして、黒田の駅に至り、即ち分れて二つの道となる。（巻末記　二五三）

㉙又、西のかた七里廿五歩にして、神門の郡家に至る。即ち河あり。（巻末記　二五一）

㉚楯縫の郷　即ち郡家に属けり。（楯縫郡　一六九）

㉛出雲の郷　即ち郡家に属けり。（出雲郡　一八一）

㉜古志の郷、即ち郡家に属けり。（神門郡　二〇三）

(33)三処の郷　即ち郡家に属けり。　（仁多郡　二二七）

(34)莵原野　郡家の正東なり。即ち郡家に属けり。　（大原郡　二四三）

(35)意宇の軍団即ち郡家に属けり。　（巻末記　二五三）

(36)赤衾伊努意保須美比古佐倭気能命の社、即ち郷の中に坐す。　（出雲郡　一八一）

(37)曽支能夜の社に坐ます伎比佐加美高日子命の社、即ち此の山の嶺にあり。　（出雲郡　一九一）

(38)天の下造らしし大神の御門、即ち此処にあり。　（飯石郡　二一七）

(39)和加布都怒志命、天地の初めて判れし後、天の御領田の長（をさ）仕奉りましき。即ち彼の神郷の中に坐ます。　（出雲郡　一八一）

(40)謂はゆる佐太の大神の社は、即ち彼の山下なり。　（秋鹿郡　一五九）

以上の諸例のなかで(30)から(35)までの例は、すべて A 即 B（ニツク）の型となっている。飯石郡の多禰の郷・大原郡の斐伊の郷の「郡家に属けり」の記事には、「即」の字がないが、その他の郡家に関するすべての記事に「即」がある。

(36)以下の五例は、A（ハ）即 B（ニアリ）の型とすることができる。すなわち、これらはすべて 主語 即 述部 の用法と考えてよい。

三、(41)然して後、うれたむ志をおこし、箭をすり鋒を鋭くし、便の処をえらびて居りて、即ち擅（をろが）み訴へまをしけらく。　（意宇郡　一〇五）

(42)佐香の河内に百八十神等集ひまして、御厨（みくりや）を立て給ひて、酒をかもさせ給ひき。即ち百八十日喜燕（さかみづ）きて解散けましき。　（楯縫郡　一六九）

(43)仍りて、其処に高屋を造りて坐せて、即ち高椅を建てて登りくだらせて養し奉りき。　（神門郡　二〇三）

(44)その時、古志の国人等到来たりて堤を為りき。即ち宿り居し所なり。　（神門郡　二〇三）

(45)今、俗人号けて薗の松山といふ。地の形体はつちと石と並びになし。白沙のみ積上りて、即ち松の林茂繁れり。　（神門郡　二一三）

(46)「此の国は小さき国なれども国処なり。故我が御名は石木にはつけじ」と詔りたまひて、即ち己が命の御魂を鎮め置き給ひき。　（飯石郡　二一七）

(47)（右の文の続き）
然して、即ち大須佐田、小須佐田を定め給ひき。　（飯石郡　二一七）

ここにあげた用例は、第一節の書紀の用例の三にあたり、主語（ハ）

述部シ 即 述部ス の型で、「即」に述部と述部を継ぐ働きが認められるものである。(42)、(44)の例のように主語が百八十神（42の例）、古志の国人等（44の例）というようにはっきりしている場合と、わかりにくい場合がある。この用法も日本書紀と同様である。

四、　(48)故、黒田という。もと此処に是の駅あり。即ち号けて黒田の駅といひき。　（意宇郡　一〇九）

(49)彼の社の前に磐石あり、其の上甚く滑らかなりき。即ち詔りたまひしく滑磐石なるかも」とのりたまひき。

（神門郡　二〇五）

ここにあげた二例は、表現からみれば、条件句につづく「即」、レバスナハチの形にはなっていないが、内容から考えれば、やはり「即」は、因果関係をあらわす前件と後件とをつなぐ働きをもっていると認めてよい。黒田に駅があったから黒田の駅というのであり、社の前に磐石があり、その表面が大変滑らかであったからそこでみことのりして「滑磐であることよ」と仰せられたのである。従ってこの用例は書紀の用法の四と同様なものと考えられる。

五、　(50)陂の南は海なり。即ち陂と海との間は浜にして、西東の長さ一百歩北南の広さは六歩なり。　（嶋根郡　一三九）

(51)此は則ち謂はゆる嶋の里是なり。即ち此の嶋より伯耆の国郡内の夜見の嶋に達るまで磐石二里ばかり……

（嶋根郡　一三九）

(52)二つの水合ひて南に流れて佐太の水海に入る。即ち水海は周り七里なり。　（秋鹿郡　一六一）

(53)西は野、北は大海なり。即ち浦より在家に至る間は四方並びに石木なし。　（秋鹿郡　一六三）

(54)先に宇夜の里となづけし所以は、宇夜都弁命、其の山に天降りましき。即ち彼の神の社、今に至るまでなほここに坐す。　（出雲郡　一七九）

(55)その時、神門臣古禰を健部と定め給ひき。即ち健部臣等、古より今に至るまでなほここにをり。　（出雲郡　一七九）

(56)故、神門といふ。即ち神門臣等古より今に至るまで常に此処にすめり。　（神門郡　二〇一）

(57)御坂山、郡家の西南のかた五十二里なり。即ち此の山に神の御門あり。　（仁多郡　二二九）

(58)故、高麻山といふ。即ち此の山の峯に坐せるは、其の御魂なり。　（大原郡　二四三）

(59)志貴島の宮に御宇しめしし天皇の御世、倉の舎人君等が祖、日置臣志毗、大舎人供へ奉りき。即ち是は志毗がすめる所なり。　（意宇郡　一〇七）

(60)謂はゆる石神は、即ち是、多伎都比古命の御託なり。　(楯縫郡　一七三)

ここにあげた用例は　書紀の五の用法と同じく、前件の内容または叙述の一部を受けて後件が展開する。その前件と後件とをつなぐ位置で「即」が用いられている。用例のなかで(50)〜(58)までは、すべて後件が前件の部分の叙述をうけているのでわかりやすい。特に(57)の例のように、「即ち此の山」などと後件のはじめに指示語がある場合は一層この関係をあきらかにすることができる。(60)の例も「即ち是」とあるので、「是」がAの要素をしめしているものとして五の用法に分類したが、或はこれは Ａ＝Ｂ の型として分類してよいのかも知れない。以上あげた出雲風国土記の「即」の用法は各項で説いたように、日本書紀の「即」の用法に等しいものであった。しかし、出雲国風土記には、これら以外に、書紀にはみえない「即」の用法がある。これを次にあげてみよう。

六、(61)舎人の郷。……故、舎人といふ。即ち正倉あり。　(意宇郡　一〇七)

(62)山代の郷。……故、山代といふ。即ち正倉あり。　(意宇郡　一〇七)

(63)山国の郷。……故山、国といふ。即ち正倉あり。　(意宇郡　一〇七)

(64)拝志の郷。……故、林といふ。神亀三年字を拝志と改む。即ち正倉あり。　(意宇郡　一〇七)

(65)賀茂の神戸。……故、鴨といふ。神亀三年字を賀茂と改む。即ち正倉あり。　(意宇郡　一一一)

(66)美談の郷。……故、三太三といふ。神亀三年字を美談と改む。即ち正倉あり。　(出雲郡　一八一)

(67)須佐の郷。……故、須佐といふ。即ち正倉あり。　(飯石郡　二一七)

(68)三沢の郷。……故、三沢といふ。即ち正倉あり。　(仁多郡　二二七)

(69)屋代の郷。……故、矢代といふ。神亀三年字を屋代と改む。即ち正倉あり。　(大原郡　二三七)

(70)横田の郷。……故、横田といふ。即ち正倉あり。　(仁多郡　二二九)

(71)漆沼の郷。……故、志刀沼といふ。神亀三年字を漆沼と改む。即ち正倉あり。　(出雲郡　一八一)

(72)来嶋の郷。……故、支自真といふ。神亀三年来嶋と改む。即ち正倉あり。　(飯石郡　二一七)

(73)三屋の郷。……故、三刀矢といふ。神亀三年字を三屋と改む。即ち正倉あり。　(飯石郡　二一七)

(74)手染の郷。……故、丁寧と負せ給ひき。今の人なほ誤りて手染の郷と謂へるのみ。即ち正倉あり。（嶋根郡　一二七）

(75)飯石の郡の堺なる漆仁の川の辺に通るは廿八里なり。即ち、川の辺に薬湯あり……故、俗人号けて薬湯といふ。即ち正倉あり。（仁多郡　二三三）

(61)〜(74)までの十四例は、全て郷名の由来伝承を記した後「故、〇〇といふ」表現で一旦結び、それに続けて「即ち正倉あり」の記事が記述されている例である。（但し改字についての記載がある場合はその記事の後につく）。これらの記事の「即ち、正倉あり」の記述は、直上の郷名由来伝承などと何等の必然的関係も持っていない。直上の記述に対して、「正倉あり」の記述をつづけるための単なる糊づけとしての意味しか「即」は果していないと言うことができる。このような「即」の曖昧な用法は書紀にはなかった。ただし、これらの「即」の用法については次のように考えることもできよう。すなわち、「即」以下の記述は、直上の表現をうけて記述されたのではなく、冒頭の郷名の提示の部分をうけて記述されたものであると言う理解の仕方である。具体的に言えば、(61)例では、「舎人の郷」をうけて「即ち正倉あり」の記述がなされたとみるのであるが、このような立場に立てば、[A]即ニハ[B]アリの記述様式としてこれらの諸例を捉えることができる。この場合、その用法は書紀の二の用法、主述関係にみえる「即」の用い方にやや近づく感がある。しかし、[A]即ニハ[B]アリにおけるAとBとの関係は主述関係でなく、しかも「即」が直上の文をこえて、さらに上のものを受けていると言うことは、書紀にはみられなかった異例な用法であり、出雲国風土記における特殊な用法であると断じてよいであろう。しかも、これらの異例な用法が、正倉記述と言う共通した性格の表現に集中して現れることは、さらに注意してよい現象と考えられるのである。(75)の用例における「即」は、上にこれが受けるべき郷名などの提示部分をもたない。かかる用法の存することは、「即」が上にうけるものをもって使用せられたのではなく、至極曖昧に、ただ文をつづけると言う気持だけで、糊づけ的なものとして使用せられたことを語っており、正常な「即」の用法から拡充せられた用法であり、しかも他の文献に見えない用法であるところからみれば、一般に認められた拡充的用法でなく、正倉記述の筆記者のくせによる用法であったと考えられる可能性がある。以上のような「即」の用法は、正倉記述以外の部分にも若干みえる。これを次に示しておこう。

七、(76)蜛蝫嶋……即ち牧あり。（嶋根郡　一三九）

(77)加賀の神埼即ち窟あり。（嶋根郡　一四九）

(78)「闇らき窟なるかも」と詔りたまひて、射通しましき。即

ち御祖支佐加比売命の社、此処に坐す。　（嶋根郡　一四九）

(79)河内の郷。……故、河内といふ。即ち隄あり。　（出雲郡　一八一）

(80)自毛崎……即ち晨風の栖あり。　（楯縫郡　一七五）

(81)恵曇の浜……即ち彫りうがてる磐壁三所あり。　（秋鹿郡　一六三）

次にあげる諸例は、「即」のもつ接続の意味がさらに曖昧なものである。

八、

(82)御沐の忌の里なり。故、忌部といふ。即ち川の辺に湯出づ。　（意宇郡　一一一）

(83)飯石の郡の堺なる漆仁の川の辺に通るは、廿八里なり。即ち川の辺に薬湯あり。　（仁多郡　二三三）

(84)海潮の郷……故、得塩といふ。即ち東北のかた須我の小川の湯渕の村の川中に温泉あり。　（大原郡　二三九）

(85)故、安来といふ。即ち北の海に毘売埼あり。　（意宇郡　一〇五）

(86)楯縫の郷、即ち郡家につけり。……即ち北の海の浜の業利磯に窟あり。　（楯縫郡　一六九）

(87)宇賀の郷……故、宇賀といふ。即ち北の海浜にいそあり。脳の礒と名づく。　（出雲郡　一八三）

(88)薗……松繁りて多し。即ち神門の水海より大海に通る潮は長さ三里、広さ一百廿歩なり。　（出雲郡　一九九）

(89)神門の水海……即ち水海と大海との間に山あり。　（神門郡　二一一）

これらの諸例における「即」は、「即」の前に提示された地域につづいて、その地域の近辺に存在する温泉や自然的景観などを述べる。その附属的文章を前文につなぐものとして用いられている。(85)の「即」について「時代別国語大辞典」は、話題を転じて次の文章を引き起す働きを持つと説明しているが、この説明があきらかにしているように、「即」によってつづけられる前件と後件との関係はきわめて薄弱である。「即」は(六)(七)の諸例におけるよりも一層糊付け的であり、前件と後件との文をいかなる意味でつなぐかと言う文章の構造上の意識を明確にもっての用法とはなっていない。

さて、以上で私は出雲国風土記の「即」の用法を検討し、その用法が書紀の「即」の用法を基準として考えた場合、(六)(七)(八)に示したような、いくらかの例外的用法を見出すに至ることを指摘した。ここで一々の精細な具体例を検討することを一切省略して、出雲国風土記を含めた現存の風土記における「即」の用法を次のように表示したものをお目にかけたい。

類		用法	肥前	豊後	常陸	播磨	出雲
甲	㈠b	②その			一		
		③やがて	八	三	五	二三	十四
乙	㈡	[A]（ハ）即[B]（ニツク／ニアリ）（主述関係）	三		四	三一	十一
	㈢	[A]（シ）即[B]（ス）	四	四	九	十三	七
	㈣a	[A]（レバ）即[B]	一	一	三	四	二
	㈤	[A]即[B]（Aの要素をBがうける）	一	二	九	十五	十一
	㈥	[A]（ニハ）即[B]（アリ）（Bが正倉ありとなっている）					十五
	㈦	[A]（ニハ）即[B]（アリ）			一		六
	㈧	[A]即[B]					八

③

右の表にみられる事実は次に述べるごときものになろう。すなわち、出雲国風土記にみられた㈥㈦㈧における書紀用法に対する異例は、これを他の風土記に比較した場合にも、（常陸国風土記の一部の用法は別として）異例となっていることである。このことは、出雲国風土記における㈥㈦㈧の用法がきわめて特殊な用法であることを感じさせるとともに、あるいは、この出雲国風土記の用法は、出雲国風土記の現存本文の成立にも何かの意味をもっているのではないか、との推定をいだかせるのである。そこで、次には、㈥㈦㈧の異例な用法が、出雲国風土記の全体の構成のなかで、いかなる部分に存するのか、と言う問題を、出雲国風土記の全体の構成を考える経過のなかで検討し、この問題に対する一つの答案を見出したいと思う。

三

続日本紀、和銅六年五月甲子の条の風土記遍述の官命が命じている事項は、㈠郡郷の名は好字をつける。㈡その郡内に生ずる銀銅・彩色・草木・禽獣・魚虫等の物は、その品目を記録する。㈢土地の肥沃状態を記述する。㈣山川原野の名号の由来を述べる。㈤古老の相伝する旧聞異事を記載する、などであった。出雲国風土記が、どのようにこれらの事項を取入れているか、まず全体の構成からみてゆきたい。

その構成は、巻頭の総記、各郡の記述、巻末の総記、奥付けから成っていて、これを表示すると次のようになる。

Ⅰ巻頭の総記
- 一、国の地形と面積
- 二、編纂の方針
- 三、国号の由来
- 四、神社数

五、郡・郷・余戸・駅家・神戸の数
Ⅱ各郡の記述
Ⅲ巻末の総記
一、幹線道路とその概況
二、軍団名とその所在
三、烽の名とその所在
四、戍の名とその所在
Ⅳ全巻の奥付
一、勘造年月日
二、責任者署名

次に各郡の記載を表示してみよう。

1	郷里・余戸・駅家・神戸の数
2	郷の名称・用字・里数・余戸・駅家・神戸の名称
3	郡名の由来
4	各郷・余戸・駅家・神戸についての記述
5	寺院
6	神社
7	山野
8	山野の産物
9	川
10	池
11	入海・大海の島・浜・埼などの記事・入海・大海の産物
12	道（郡家からの公道の里程）
13	郡の位置・地勢に関する概括記事
14	郡の筆録者・連帯責任者の署名

この記載の構成はすべての郡に守られていると言える。その具体的様相を次に述べてみよう。寺の記事においては、まず初めに寺、その次にまだ寺の号を定められていない新造の院が記載される。島根・秋鹿・飯石・仁多の各郡においては寺の記事がないので、記述はすぐ神社の項につづく。神社においても官社国社の順に記載される。⑾の事項においては、入海側と大海側に分け、地名は浜・浦・埼・渡・島等で類別することなく、地理の順路にしたがって列記する。入海・大海の産物の記載も入海の島等を列記した後、または大海の島等を列記した後に、各々入海・大海別に記載する。産物の記載されない意宇・飯石・仁多・大原の各郡では「道⑿」の事項がすぐ記載される。島根郡で、「川」と「池」の記事の間に「坡」の記事が、出雲郡では「池」と「入海」の記事の間に、「江」がはさみこまれている以外には順序の乱れは全然ない。出雲・神門郡では、川の産物が文中に記されているが、これは、普通はおのおの川の記事の下に細字で記されるのであるが、川の数が少ない（川一つと小川一つ）ために、このように記載されたものと考えられる。

⑷にかかげた各郷の記述内容は、郷・余戸・駅・神戸の名称の次に、郡家からの距離、郷名等の起源伝承、改字に関する記事が、各郷とも順序正しく記述されている。

以上によって、出雲国風土記における記述の構成が、全体にわた

ってきわめて秩序正しく、整えられていることが了解されたと思う。おそらく国庁において見本を作り、これを各郡にあたえて記述を行わせたのであろう。見本は記述の順序だけではなく、文体にまで及んでいたことが次の事実から察せられる。すなわち、郷の記述は次の文体に統一記述されている。

①郡家の[方向]のかた[距離]なり。

②郷名起源伝承＋故、[郷名]といふ。

③神亀三年字を□と改む。

このような、記事内容・文体の一致は、「寺」・「山」・「川」等の記事においても指摘できる。各郡の記述の末部には筆録者、連帯責任者の署名があるが、かかる内容・文体の一致からみれば、決して各部はいい加減な指示によって書かれたものではなく、全体を見渡した上で、十分な考慮の末作られた国庁のこまかい具体的見本があり、各郡ではこれに忠実に従って作製記述せられたことが予想できるのである。

しかしながら、ここで考慮せねばならないことは、各郡で作製された資料が、国庁においてまとめられる際に、それらの資料は、決してそのまま使用せられたのではなく、幾分かの補筆をへて整備が進められたことである。

この具体例を次の事実によって示そう。同じ郡内で、同名の地名が出てくる場合、後者の由来伝承ははぶかれているのが普通である。この時後者の部分では次のように記述される。

①宍道の駅　名を説くこと郷の如し。（意宇郡　一〇九）

②楯縫の郷　名を説くこと郡の如し。（楯縫郡　一六九）

③出雲の郡　名を説くこと国の如し。（出雲郡　一七九）

④出雲の郷　名を説くこと国の如し。（出雲郡　一八一）

⑤多伎の駅　名を説くこと即ち多伎の郷の如し。（神門郡　二〇五）

①②⑤の場合の「宍道」「楯縫」「多伎」の名称は、重複する名称が同郡内の記述にみえるので問題はない。しかし、③④の記述は、総記における出雲国の由来記事を知らずして書くことは不可能である。つまり、全体（各郡の記述）を通して見ることのできる人が、後で付け加えたものと思わなければならない。余戸の里に関する記述についても同様のことが言える。

⑥神亀四年の編戸に依り、一つの里を立てき。故、余戸といふ。他郡もかくの如し。（意宇郡　一〇九）

⑦余戸の里　名を説くこと意宇の郡の如し。（嶋根郡　一二九）

⑧余戸の里　名を説くこと意宇の郡の如し。（楯縫郡　一六九）

⑨余戸の里　名を説くこと意宇の郡の如し。（神門郡　二〇五）

神戸の里（郷）に関しても同様である。

⑩他郡どもの神戸も是の如し。（意宇郡　一〇九）
⑪出雲なり。名を説くこと意宇の郡の如し。（秋鹿郡　一五七）
⑫出雲なり。名を説くこと意宇の郡の如し。（楯縫郡　一六九）
⑬出雲なり。名を説くこと意宇の郡の如し。（出雲郡　一八三）

また、海の産物に関する記述にも同様のことが言える。

⑭南は入海。雑の物等は秋鹿の郡に説けるが如し。（楯縫郡　一七五）
⑮凡て、北の海に在るところの雑の物は秋鹿の郡に説けるが如し。（楯縫郡　一七七）
⑯東の入海に在るところの雑の物は秋鹿の郡に説けるが如し。（出雲郡　一九五）
⑰北の海に在るところの雑の物は楯縫の郡に説けるが如し。（出雲郡　一九九）
⑱凡て北の海に在るところの雑の物は楯縫の郡に説けるが如し。（神門郡　二一三）

郡の位置の概括記述についても同例を指摘できる。

⑲前の件の一つの郡は入海の南にして、此は則ち、国の務どころなり。（意宇郡　一二三）
⑳前の件の五つの郡は、竝びに大海の南なり。（神門郡　二一三）
㉑前の件の三つの郡は、竝びに山野の中なり。（大原郡　二四七）

余戸の里の⑥の例に対応する⑦、⑧、⑨の書き方、神戸の里の⑩の例に対応する⑪、⑫、⑬の記述、また秋鹿郡にかかれている海の産物に関する⑭から⑱の記述や、⑯、⑳、㉑の記述も、全体を統一する際にはじめて記述されうる記事と考えなければならない。

このような総括的な補筆によって、出雲国風土記はよりいっそう細部にいたるまで整頓されたと言えよう。

以上精述したように、出雲国風土記はその構成はもちろん細部の記述様式においても、きわめて統制のとれた姿を示しており、国庁の指示に忠実に従った各郡毎の初稿に、国庁でさらに手を加えて、統一をはかったものと考えられる。

しかし、さらによく検討すると、所々に全体の統一を乱す記事が見出されるのであって、このことは、統一体として努力をかたむけられた出雲国風土記の方向と、相反する方向にあるものとしてすこぶる注目に価するのである。次にこれら統一を乱す部分をあげ、それらがいかなる意味において不統一であるかを説きつつ、これら不統一の部分の生じた原因についても考えてみたい。

①故、舎人といふ。即ち正倉あり。（意宇郡　一〇七）
②故、山代といふ。即ち正倉あり。（意宇郡　一〇七）
③故、山国といふ。即ち正倉あり。（意宇郡　一〇七）
④故、林といふ。神亀三年字を拝志と改む。即ち正倉あり。

（意宇郡　一〇七）

⑤故、鴨といふ。神亀三年字を賀茂と改む。即ち正倉あり。
（意宇郡　一一一）

⑥故、三太三といふ。神亀三年字を美談と改む。即ち正倉あり。
（出雲郡　一八一）

⑦故、須佐といふ。即ち正倉あり。（飯石郡　二一七）

⑧故、三沢といふ。即ち正倉あり。（仁多郡　二三七）

⑨故、矢代といふ。神亀三年字を屋代と改む。即ち正倉あり。
（大原郡　二三七）

⑩故、横田といふ。即ち正倉あり。（仁多郡　二二九）

⑪故、志刀沼といふ。神亀三年字を漆沼と改む。即ち正倉あり。
（出雲郡　一八一）

⑫故、支自真といふ。神亀三年字を来嶋と改む。即ち正倉あり。
（飯石郡　二一七）

⑬故、三刀矢といふ。神亀三年字を三屋と改む。即ち正倉あり。
（飯石郡　二一七）

⑭故、丁寧と負せ給ひき。しかるに今の人なほ誤りて手染の郷と謂へるのみ。即ち正倉あり。（嶋根郡　一二七）

⑮飯石の郡の堺なる漆仁の川の辺に通るは廿八里なり……故、俗人号けて薬湯といふ。即ち正倉あり。（仁多郡　二三三）

右の①から⑭までの記事は、それぞれの郷の記述の末尾に付された正倉の記事である。⑮の記述は「道」の記述の末尾に付属するが、正倉の記事であると言う点では前者と等しい。さて、この記事を各郡ごとにみてゆくと、意宇郡5、嶋根郡1、出雲郡2、飯石郡3、仁多郡3、大原郡1箇所となっていて、秋鹿・楯縫・神門の各郡には全くみられない。四郷の仁多郡にさえ正倉が三箇所も存しているのに、八郷の神門郡に正倉の記事がないのはおかしい。また、正倉の記事が、他の風土記にはなくこの風土記のみに存するのも不思議である。

これら正倉の記事については、時野谷滋氏[4]の説がある。

「正倉の配置数を示す史料、延暦14年閏7月15日の官符に次のようにある〃如聞諸国建二郡倉一元置二一処一、百姓之居二去レ郡僻遠一、跋二渉山川一有レ労二納貢一、加以倉舎比近甍宇相接、一倉失レ火百倉共焼（下略）〃　これによると延暦以前は正倉を一郡につき一箇所という原則で置き、一郡の倉舎は一処に群立していたのである。郡家に付属させておくのが一番便利であるので郡家の所在地即ち正倉の所在とされていたと思える。このように正倉が一処、郡衙に属するとすれば記する必要がない。つまり元来風土記にはこのような記事がなかったと思う。ところが延暦十四年以降、律令政治が漸く衰へた結果、正倉を郡衙以外の地に分置することを許し

たのである。このため正倉の所在を記する必要が生じ、所在郷の末尾に「即有正倉」という記事が十四箇所増補された」（要約）

この時野谷氏の説の中の正倉の記事十四箇所とあるのは、前掲のように十五箇所の誤りであるが、本来風土記には正倉の記事がなく、後に増補されたと言う説は認められると思う。この時野谷氏の延暦十四年以降増補説に対して、天平四、五年頃の増補説が田中卓[5]氏によって提出されている。

「続日本紀によれば、天平四年八月、東海、東山、山陰、西海の四道に節度使が任命されている。この節度使の任命の目的は、国内の鎮静と新羅に対する防衛とにあった。出雲国風土記の内容に軍団・烽・戍などの記事がみられた。詳細な交通路・里程数の記述がみられるのは、この節度使任命と無関係ではない。これらの記事は、出雲国風土記にしかみられない。正倉の記事も出雲にしかなくこれも外敵侵入などの非常にそなえて配置の転換が行われたこととの記述と考えられる。つまり、それまでに、成立していた古風土記に天平五年頃増補の加えられたことが推定されるのである。」

この両説は、増補時期のほかに、中央への提出本作製の時期にも相違をみるのであるが、現存風土記の各郡における正倉の存無、設置の数などは田中説では説明が至難と思われる。増補という点では一致しているので今の小見にはそれで十分なのであるが、ここでは時野谷氏によって増補を考えておきたい。

さて、以上の考察によって知られたことは、十五箇所にわたる正倉記述が、全体の構成を破る記述であること、そして、この正倉記述は本来の風土記原本にはなかった増補記述である、と言う二点であった。

次に進もう。

⑯安来の郷……故安来といふ。即ち北の海に毘売埼あり……（毘売埼伝承）……安来[6]の郷の人、語の臣与が父なり。その時より以来、今に至るまで六十歳をへたり。　（意宇郡　一〇五）

⑰前原の埼　東と北とは竝びにさかしく下は則ち陂あり……（景勝遊覧の地の修辞を整えた記述）……即ち、陂と海との間は浜にして西東の長さ……　（嶋根郡　一三九）

⑱邑美の冷水、東と西とは山、竝びにさかしく、南は海ひろく、中央は鹵（いしはら）、いづみきよくながる、男も女も老いたるも少きも、時々にむらがりつどひて、常にうたげする地なり。　（嶋根　郡一三七）

⑲宇賀の郷……（郷名由来）……故、宇賀といふ。即ち北の海浜に礒あり。　（出雲郡　一八三）

⑳神門の水海……（産物の記事）……即ち水海と大海との間に山あ

り。長さ一十二里、二百卅四歩、広さ三里なり。此は意美豆努命の国引きましし時の綱なり。今俗人なづけて薗の松山といふ。地の形体はつちと石とならびになし。白沙のみ積もりて即ち松の林しげれり。

（神門郡　二一三）

⑯⑰⑱⑲⑳の記事は、いずれも、各郷・埼・冷水の一般的記述につづけて、これらの各地域とは直接に関係のない近辺の御埼の記事および御埼にかかわる実説（⑯）や、附近の地勢的記述（⑰⑱⑲⑳）、或いは近辺の景勝遊覧の記載（⑰⑱）を記述したものである。これらの付随的記述は、本来ここに記述されるべきものではなく、別に項目をあきらかにして記述されるべき内容のものである。この他これらの記述されている地域の順序も次に述べるように異例の順序となっている。すなわち、⑯は、本来なら砥神島の前に記されるべきであり、⑰は、美佐嶋と戸江嶋の間に記載されるべきものが、その三つ前の邑美冷水の後に入れられており、⑲は、気多嶋と井呑の浜の間に入るべきものが、宇賀郷の記事に付属記述されている。

また、⑳の付属記事は、園の長浜についての記事と思われるが、ここでは「山」の記述もある。しかし、山として記述しながら、高さ、周囲について記述していない。

以上によってこれらの記述も全体の構成に反した記述と認めてよいであろう。

次に、⑯の記述については別の新たな疑問を提出することができる。それは、この毘売埼伝承が、その記述の末尾で、伝承中の主人公を、安来郷の人・語臣言々と言う実在の人物にかけて語っていると言う点で、古老の伝承と言う風土記一般の語り方ときわめて相違する形をみせていることである。言うなればこの伝承は語臣の祖先顕彰の実話という点で、また地名起源の伝承でもなく、出雲の神にかかわることでもないという点で、きわめて異例なものと考えられるのである。これと同性格の記述は出雲国風土記において次の一例をみるのみである。

㉑「恵曇の浜広さ二里一百八十歩なり。東と南とは並に家あり。西は野、北は大海なり。」即ち、浦より在家に至る間は、四方並びに石木なし。白沙の積れるがごとし。大風の吹く時は、其の沙、或は風の随に雪と零り、或は居流れて蟻と散り、桑麻をおほふ。即ち、彫りうがてる磐壁三所あり。一所は厚さ三丈、広さ一丈、高さ八尺なり。一所は厚さ二丈、広さ一丈なり。一所は厚さ二丈、広さ一丈、高さ一丈なり。其の中に川を通し、北に流れて大海に入る。川の東は嶋根の郡、西は秋鹿の郡の内なり。川の口より南の方、田のほとりに至る間は、長さ一百八十歩、広さ一丈五尺なり。源は田の水なり。上の文に謂へる佐太川の西の源は、是の同じき処なり。凡て渡の村の田の水の南と北に別るるのみ。古

老の伝へていへらく、嶋根の郡の大領社部臣訓麻呂が祖波蘇等、稲田のこみに依りて、彫り掘りしなり。　（秋鹿郡　一六三）

恵曇の浜の記述は「……」の部分で終了しており、以後の記述はおそらく、嶋根郡の大領社部臣の祖先顕彰の目的をもって増補された記事とみなすべきではなかろうか。

次の用例は、出雲国風土記の一般的記述に付属して、めずらしい記事がかかれているものである。

㉒朝酌の促戸の渡……大き小き雑の魚、時に来あつまりて、筌のほとりにはせおどろき、風をおし、水を衝く。或は筌をやぶり、或は日に腊を製る。ここに捕らるる大き小き雑の魚に、浜さわがしく家にぎはひ、市人四より集ひて、自然にいちくら成せり。
（嶋根郡　一三七）

㉓蜈蚣島（島名由来）……故、蜈蚣島といふ。東の辺に神の社あり。この外はことごとに百姓の家なり。つちこえ、草木しげりて、桑・麻豊富なり。此は則ち、いはゆる嶋の里、是なり。津を去ること二里一百歩なり。即ち、此の嶋より伯耆の国郡内の夜見の嶋に達るまで、磐石二里ばかり、広さ六十歩ばかり、馬に乗りながらかよふ。
（嶋根郡　一三九）

㉔佐太川……二つの水合ひて、南に流れて佐太の水海に入る。即ち、水海は周り七里なり。……潮の長さ、一百五十歩、広さ一十歩なり。　（秋鹿郡　一六一）

㉕恵曇の池……（蓮の枯死状態についての記載）　（秋鹿郡　一六一）

㉖楯縫の郷……即ち郡家につけり。名を説くこと、郡の如し。即ち、北の海の浜の業利礒に窟あり。……　（楯縫郡　一六九）

㉗神名樋山（石神についての古老の話し）……即ち是、多伎都比古命の御託なり。旱にあたりて雨を乞ふ時は、必ず零らしめたまふ。　（楯縫郡　一七三）

㉘自毛埼……さかしく、松・栢欝れり。即ち晨風の栖あり。
（楯縫郡　一七五）

㉙河内の郷（郷名由来）……故河内といふ。即ち隄あり。…（出雲郡　一八一）

㉚薗　長さ三里一百歩、広さ一里二百歩なり。松繁りて多し。即ち神門の水海より大海に通る潮は、長さ三里、広さ一百廿歩なり。
（出雲郡　一九九）

㉛蜛蝫島　周り一十八里一百歩、高さ三丈なり。古老の伝へていへらく、（島名由来）……故、蜛蝫島といふ。今の人、なほ誤りて栲嶋となづくるのみ。土地こえたり。西の辺に松二株あり。この外、茅・莎・薺頭蒿・蕗等の類、生ひなびけり。即ち牧あり。
（嶋根郡　一三九）

一般的記述に付属している記事を具体的にみると、漁に関する詳し

い記事㉒、夜見の嶋に通う道㉓、川の記事の中に見られる水海・潮の記事㉔、特異な植物の枯死状態㉕、郷の記事に付属している礒の窟の記事㉖、石神についての信仰㉗、晨風の栖の記事㉘、陧の記事㉙、記事内容が続きにくい記事㉚、などである。㉛例の「即ち牧あり」については、延喜式の諸国馬牛牧にも見えず、この小字の注記自体唐突の感をまぬがれない。

㉜加賀の神埼　即ち窟あり。（後に佐太の大神の話あり）

（嶋根郡　一四九）

㉜例は、埼に窟があるという内容でこのような例は外の埼にも見られるので不思議はない。しかし、ここの説話を短くまとめた内容が加賀の郷の郷名由来ですでに述べられており、不統一の感がある。

㉝忌部の神戸……（名称由来）故、忌部といふ。即ち、川の辺に湯出づ。出湯の在るところ海陸をかねたり。仍りて男も女も、老いたる少きも、或は道路につらなり、或は海中をはまにそひて、日につどひて市を成し、みだれまがひてうたげす。一たびすすげば、形容端正しく再びゆあみすれば万の病悉に除ゆ。古より今に至るまで験を得ずといふことなし。故、俗人、神の湯といふ。（意宇郡　一一一）

㉞飯石の郡の堺なる漆仁の川の辺に通るは廿八里なり。即ち川の辺に薬湯あり。一たび浴すれば則ち身体やはらぎ、再びすすげば、則ち万の病消除ゆ。男も女も老いたるも少きも夜ひるやまず、つらなり往来ひて、験を得ずといふことなし、故、俗人なづけて薬湯といふ。（仁多郡　二三三）

㉟海潮の郷……（郷名由来）故、得塩といふ。神亀三年字を海潮と改む。即ち東北かた須我の小川の湯渕の村の川中に温泉あり。

（大原郡　二三九）

以上はすべて温泉に関する記事である。これらの記事が神戸㉝公道㉞郷㉟などの項につづいて存在しているところに問題がある。㉝と㉞は、文章も非常によく似ており、さらにこれら温泉の記事内容を詳しくみると、すべて川に関係してかかれていることがわかる。これらの温泉と関連する川、玉造川㉝、須我の小川㉟、漆仁川の三つのうち前二者は、川の部の記載のなかに名をあげられている。しかもそこでは温泉についてふれられていない。この温泉の記述もまた、出雲国風土記のなかで、不統一な記述の姿をみせており、その原因は、後の補筆によるものではないかと考えられる。

以上が全体の構成を乱している例であり、その総数は三五箇所三八例となった。そして、注意すべきことは、これらがすべて増補につながって成立したのではないかと考えられることである。

四

第一章においては「即」の用法について考えた。日本書紀の「即」

を五つの用法に分類し、これを出雲国風土記にあてはめてみると、ほぼ同じように分類することができた。しかし、出雲国風土記では、日本書紀にみえない若干の用法があり、これを六、七、八の三項にわけて示してみた。六は［A］即（ニハ）［B］（アリ）（Bが正倉の記事となっている）七は、［A］即（ニハ）［B］（アリ）、八は、［A］即［B］（［A］［B］は無関係）の形である。これら六、七、八の用法は出雲国風土記にのみ見られる特殊なもので、「即」の用法の例外的なものと考えられる。

さて、小島憲之氏[7]は出雲国風土記について次のようにのべておれる。

「出雲国風土記の文章の糧は漢籍によったところが多く、大きな骨組みは漢書地理誌などに暗示を得たものであるまいか、しかも文辞の上からみれば山川・草木・禽・獣などの怪異を述べて、中国において早くから有名であった山海経をまず参考とし、特に文選語の利用潤色は著しいものであった。文選語を利用した箇処は漢文体をとることは勿論であるが、一方においては説話口承風な記事を書くためやはり和文体をとらねばならなかった。この口承体をものとする一つの手段として古事記と同様に接続詞といふべき助字（「即」や「雨時」etc）の一類を用いて長く流してゆき漢字を読んでそのまま話の伝えられるやうな方法をとったのである。つまり漢文体との混合が出雲国風土記の文体である」

出雲国風土記の文章には、多くの助辞（「即」など）の使用が要請されていた。一方、出雲国風土記の編者たちは、地方人としては漢文を駆使し得る教養を持ってはいたであろうが、中央貴族のごとく、正確な助辞の使用を行いうる人は少なかったと予想せられる。なかにはその人のくせとして、正確な助辞の使用からはみ出た派生的用法を行う人があったとしても不思議はない。おそらく「即」本来の用い方から派生した六、七、八のような用法が生まれたのはそのためであろう。

第二章においては出雲国風土記の構成の整っていることと、もう少し詳しくみてゆくと統一、補筆されたと思える部分や、全体の構成を乱す混乱記事が三八例あることがわかった。

さて本章では、「即」の派生的用法のある部分と、補筆または混乱を示す部分との関係を調べ、両者の発生の真の原因と思われるものを追求してみよう。

派生的用法と思われる「即」、すなわち六、七、八に属する用例の総数は二九例である。そのすべてが補筆または混乱の記事のなかで使用されている。これを表示すれば次頁のようになる。

以上のようにみれば、例外的用法の「即」六、七、八はすべて補筆、又は混乱記事の中に存在することになる。この事実は偶然であろうか、それは偶然ではあるまい。

郡	郷・神戸・埼・川	「即」の例外的用法の例 六	七	八	混乱記事の例 ▲正倉 ○温泉
意宇	安来の郷			85	16
	山国〃	63			3▲
	舎人〃	61			1▲
	山代〃	62			2▲
	拝志〃	64			4▲
	忌部の神戸			82	33°
	賀茂の神戸	65			5▲
嶋根	手染の郷	74			14▲
	前原の埼				17
	邑美の冷水				18
	加賀の神埼		77 78		32
	蜛蝫嶋		76		23 31
	朝酌の促戸の渡				22
秋鹿	恵曇の浜		81		21
	佐太川				24
	恵曇の池				25
楯縫	楯縫の郷			86	26
	自毛埼		80		28
	神名樋山				27

郡	郷・神戸・埼・川	六	七	八	混乱記事の例
	漆沼の郷	71			11▲
	河内〃		79		29
	美談〃	66			6▲
	宇賀〃			87	19
	薗			88	30
神門	神門の水海			89	20
飯石	三屋の郷	73			13▲
	須佐〃	67			7▲
	来嶋〃	72			12▲
仁多	三沢〃	68			8▲
	横田〃	70			10▲
	飯石の郡の堺なる……	75		83	15▲ 34°
大原	屋代の郷	69			9▲
	海潮	〃		84	35°
合計		29例			35箇所

⑧

さらに次の事実に注目しよう。

補筆または混乱記事において、書紀と同様な正式の用法で「即」が使用されている部分は次の記事である。

①前原の埼……陂の南は海なり。即ち陂と海との間は浜にして西東

の長さは一百歩、北南の広さは六歩なり。ならべる松しげり、なぎさはふかくすめり。男も女もとき時むらがりつどひ……（景勝遊覧の地の説明）　（嶋根郡　一三九）

㋺蜛蝫島……即ち此の島より伯耆の国郡内夜見の嶋に達るまで磐石二里ばかり広さ六十歩ばかり、馬に乗りながら往来ふ。　（嶋根郡　一三九）

㋩佐太川……即ち水海は周り七里なり……　（秋鹿郡　一六一）

㋥神戸樋山（石神についての話）、即ち是多伎都比古命の御託なり。　（楯縫郡　一七三）

これら㋑から㋥までの記事は、補筆または混乱の部分である。そして、「即」本来の用法として「即」が使用されている部分でもある。ところがそれはここにあげたように、きわめて少くただ四例にすぎない。

以上二つの事実、すなわち例外的用法の「即」はすべて補筆または混乱記事の中に存在すること、混乱記事の中にみえる「即」は本来の使い方が少ないことを考え合すと、「即」の例外的用法は、補筆者の筆ぐせであって、出雲国風土記の原本の筆者のものではなかったと言うことができる。

「即」の用法についての検討は、実は出雲国風土記の成立にかかわるものであったのである。「即」の字という小さいテーマではあったが、「即」の字が出雲国風土記の成立・増補について何か新しい手がかりをあたえてくれたと確信する。

注①漢数字は、国史大系本日本書紀における頁数・行数を示す。訓は改訓せず、日本古典文学大系本・日本書紀による。

②本文は日本古典文学大系本「風土記」による。郡名の下の漢数字は大系本の頁数をあらわす。

③神門郡・二〇五の用例は、「名を説くこと即ち多伎の郷の如し」とあり、「名を説くこと〇〇の如し」という文章を、他の箇所でさがすと、「即」の字が見あたらない。誤入かもしれないので不鮮明として用例に加えなかった。

④、⑤、⑦「出雲国風土記の研究」発行所出雲大社御遷宮奉賛会599〜604頁・626〜633頁・543頁。

⑥「出雲国風土記の筆録」で植垣節也氏はこの毘売埼伝承は金太理の執筆であるとのべておられる。

⑦「出雲国風土記の文章」、『出雲国風土記の研究』所収。

⑧上段の洋数字は、第二章にあげた「即」の用例番号、下段の洋数字は第三章にあげた混乱記事の用例番号を示す。上段の例はすべて下段の例のなかにふくまれている。

この論文を書くにあたり御指導を仰いだ帝塚山学院大学の吉井教授と帝塚山短大の福本教授に紙面をおかりしてお礼申しあげます。

天智紀にみえる「月生」の語について

東野治之

『日本書紀』天智天皇十年十一月癸卯（十日）条に引く対馬国司の上言中には、「月生二日」という特殊な表現がみられる。[1] 古訓は「ツキタチ」（寛文刊本）乃至「ツイタチフツカ」（北野本）、『釈日本紀』（巻二〇）は、「ツイタチフツカノヒ」と訓む。狩谷棭斎は、法隆寺旧蔵菩薩半伽像の丙寅年造像記を考証するに当って書紀のこの文にふれ、造像記にあらわれる「正月生十八日」という紀日法が、これと同類であることを説いた。[2] 棭斎の解釈によれば、これらは共に暦法以前の原始的な紀日法であって、新月を経て月が始めて見える日をひと月の始まりとする数え方に他ならないという。上の二つの表現が同類であることは動かないであろうが、これを原始的な紀日法とする解釈が正しいとはいえず、既に藪田嘉一郎・今井湊両氏の説かれた通り、「月生」は「朔」（新月の状態）と同義に解さなければならない。[3] しかし両氏の解釈は、なお一般的な推論にとどまり、且つその語の由来についても、未だ充分に説きつくされているとはいえない。文字どおりの管見に過ぎないが、私の気づきえた限りを述べて、博雅の御高批を乞いたいと思う。

まず藪田・今井両氏の説からみていくこととする。藪田氏は、ほぼ次のような理由から、棭斎の解釈をしりぞけ、「生」は朔を意味するとされた。

㈠丙寅年（棭斎の説では推古十四年に当る）当時は、既に漢土の暦法が用いられていたと考えられる。

㈡漢籍の用例によれば、「生」の字は「朔」の意味をもっており造像記に「生十八日」とあるのは、漢土の造像記や我が野中寺の弥勒菩薩像台座銘にみえる「朔某日」という紀日法に等しい。[4]

藪田氏はまた、「朔」の替りに「月生」を用いる紀日法の起源を、百済に求めておられる。一方、今井氏の説は次のような内容である。少し長くなるが、あまり知られていないと思われるので、ここ

に関係部分を引用しておく。

この種の記日法（月生幾日という記日法―引用者）は狩谷棭斎の古京遺文以来、新月が始めて見えた日から日を数えるといふ非常に原始的な記日法だと考えられてゐる。しかし棭斎が定めた如くこの丙寅年が推古期であったにしても確実に暦法が輸入されており、しかも文化の中心に住し、太夫を自称する当時の智識階級である仏教徒が、雲量の多い日本では不確実なこの種の記日法を使用したであらうか。又この種の記日法も太陰暦の年首のとり方とか、閏月の入れ方とか分ってゐなければ成立しそうにもない。この丙寅年は現在では仏像の形式から天智期と考えられており、前の野中寺造仏銘文と同年である。又対馬国司の場合もそこが朝鮮交通の要地にあるのであるから、これ等はむしろ新しい麟徳定朔暦による記日の為の新造語ではなかったかとも考えられる。恐らく当時この暦法の定朔と云ふ事が力説されたに違いなく、この生は日食の場合の生光の生と同じことを意味するのではなからうか、しかしこの問題は今後の発掘物を待って再考さるべき事であらう。（仮名遣原文のまま）

両氏の結論は、「月生」の語源に関する推測を除けば、極めて妥当なものと認められよう。しかしその論証には、今一歩より確かな挙証が望ましく、このままではなお別の解釈を入れる余地もないとはいえない。けれども『令集解』に次のような史料があって、その可能性は否定される。

古記云、問、一月意何。答、起月生一日尽晦日云耳。不在卅日云耳。（『令集解』神祇令即位条）

これは神祇令即位条の「一月」という語につけられた注釈で、内容は、この条にいう「一月」（ひと月）は機械的に三十日をさすのでなく、月はじめから月末までを意味する（従って廿九日の場合があってもよい）というのである。この「月生一日」を、月がはじめて見えた日と解しては文意が通ぜず、「晦日」と対照する意味も不明になる。また同じ条の義解は、あきらかに「自朔至晦」としている。「月生一日」は、朔日というのに等しいとみなければならない。古記は、通説によると一応奈良時代天平十年前後に成立した大宝令の注釈書とされている。(5) 従って奈良時代前半に、「月生」の語が上記のような意味で用いられたことは確かであり、恐らくその用法を、天智朝まで溯らせても大過ないものと思う。

古記の記事によって、「月生」の語義は明らかになったが、このような用法はどこに起源を求められるであろうか。それについてまず着目されるのは漢籍中の「月生」の用例である。「月生幾日」という表現は、天文占書の類に多数あらわれている。漢代以後南北朝時代を通じて多く述作せられたこれらの書は、現在そのほとんどを

佚して、わずかに『天文要録』[6]、『大唐開元占経』[7]等に佚文としてその姿をとどめるにすぎない。それらの中から「月生幾日」の語を含む二・三の文をあげてみよう。

郄萌曰、月生十九日蝕無光、天子悖臣、不出一年（『天文要録』月占五）

九州分野星図曰、月生八日而盈、天下君臣門滅亡、不出七年（同前）

東晋紀曰、月生九日望、不出二年、漢軍大敗、民人於四方散亡（同前）

京房易飛候曰、月生八日、当中五日六日而中、有兵在列（外カ）大戦（『大唐開元占経』巻一一、月占一〇）

以上は漢代の用例であるが[8]、「月生」の語を用いることは更に下って魏晋南北朝時代に及んだ。この時期には、

荊州占曰、月生五日亡乃不見、天下飢民人多死（『天文要録』月占五）

荊州占曰、月生六日而弦（下略）（『大唐開元占経』巻一一、月占一〇）

公連曰、月生五日弦、三臣誅女主有逆兵、不出五年（『天文要録』月占五）

懸捴紀曰、月生廿日為盈則五日不見、天下大乱、死人如山岡、不出七年（同上）

勅鳳符表曰、月生三日中、三公欲殺其女后、不出半周（同上）

などの用例がある[9]。「易緯曰」、「河図帝覧嬉曰」などとして引用される文にも、

月生三日無魄、兵在内外、主人不勝（『天文要録』月占五所引『易緯』佚文）

月生四日、月両角刺如矛状（下略）（『開元占経』巻一一、月占一〇所引『河図帝覧嬉』佚文）

というように例をみるが、緯書の成立年代からして、これらも漢魏六朝の用例としてよいであろう。この他なお、『河図』・『海中』・『三霊紀』・応邵・甘氏・『定象紀』・『七曜内紀』・卑竃・紫弁・巫咸（以上『天文要録』）よりの引用として、「月生幾日」の語を含む多数の文が引かれる[10]。

漢籍にあらわれる以上のような用例は、文字において共通するばかりでなく、その意味するところも我国の用例に同じであったと考えられる。上掲の用例には直接これを示すものがないけれども、『太平御覧』所引の『説文』の注は明らかにそのことを示している[11]。

説文曰、朏月未成明也、魄月始生朏然也、承大月、月生二日謂之魄、承小月、生三日謂之朏、朏音斐

注の内容は、前月が大の月である場合は朔日から数えて二日目に月

の光がみえ、前月が小の月である場合は朔日から数えて三日目に月がみえるという程の意味に解される。(12) もしこれを月が始めて見えた日から二日目乃至三日目と解するなら、魄・朏の字義と矛盾して意味をなさない。なお現在通行の説文は、この注をとりいれて本文としており、文字にも二・三の異同があるが、『説文古本攷』(13)（巻第七上）に

濤案（中略）御覧小注中又引承大月月生二日謂之魄承小月月生三日謂之朏朏音斐、則承大月云云乃説文注中語、非許書原文、今本竄入正文、而又妄加刪節誤矣

と述べる通り、「承大月」以下を説文の古注とみるのが適当で、これを以て説文本来の用例とすることはできない。(14)

以上が漢籍にあらわれた月生の用例とその語義である。もとよりここに掲げた用例がすべてを尽しているとはいえないが、(15) 上記の例を以てしても、次のことは確認できる。

(一)「月生」は朔を意味する。（即ち月が空に始めてみえる意味ではない）

(二)我国における「月生幾日」の用例は、漢籍にみいだされる使用例と語義が一致する。

このことからして、我国における「月生幾日」の語は、恐らく漢籍中の用例に倣ったものと推察される。その起源について、藪田氏や

今井氏のように特殊な事情を想定する必要はなかろう。漢籍における「月生」の用例は、先掲の限りでもかなり偏りをみせ、天文占書に比較的集中して存する。上代人の眼に入る機会を考えた場合、その源として最も蓋然性に富むのはこの種の典籍である。天文占候の書で、奈良時代における渡来を確認できるものは多くないが、『天文要録』と同様この方面の類書である『天文要集』（晋韓楊撰）は、天平宝字元年（七五七）に天文生の修学書に定められており、(16) 正倉院文書にもこの書を含めてなおいく種類かの書名がみえる。(17) 天文占候の書は、律令で私蔵を禁ぜられた(18)とはいえ、個人の所蔵した実例もあり、(19) 奈良時代以前では、その披見が一層自由であったことも考えられる。上掲以外に我国での用例はみいだせなかったが、『万葉集』にあらわれた

月立而直三日月之眉根掻（九九三番）

などの表現には、その影響が及んでいるともみることができよう。

註(1) 書出しの部分は左の通り。

十一月甲午朔癸卯、対馬国司、遣使於筑紫大宰府言、月生二日、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓嶋勝娑婆・布師首磐四人、従唐来曰、（下略）

(2)『古京遺文』

(3) 藪田嘉一郎「丙寅年高屋大夫造像記考釈」（美術研究一四八）、

今井湊「飛鳥時代の暦法」（天官書一）。

(4)藪田氏は、野中寺像の銘文にみえる「旧八日」を「朔八日」と読まれた。主な理由は、当時「舊」を「旧」と省画することがありえないという点にある（考古学雑誌三三巻七号所載同氏論文参照）。しかしこの釈読には疑問があるので、左にその徴証を掲げる。「旧」の字は、既に干禄字書・龍龕手鑑にみえ、前者では「臼」の俗字とされている。我国では観智院本類聚名義抄（仏部中）に「旧」があり、「ホル」（フルの誤か）の訓がつけられていて、「旧」には「舊」の意があったとみられる。「舊」の筆画中の「臼」を「旧」につくることも珍しくない。竜門石窟の造像記（『竜門石窟の研究』所収「竜門石刻録」No. 五八三）には、「舊」に対して「旧」によく似た人篇に日を配する異体字が用いられているから、上の用法はもっと古くから存したと考えてよかろう。中国では明代になれば、確実に「舊」「舅」の俗字として「旧」が使用されている（『宋元以来俗字譜』参照）。「朔」の異体字の中に「旧」に近い省画が見出せない以上、野中寺像の銘は「旧八日」と読むのが妥当である。（追記参照）

(5)岸俊男「班田図と条里制」（『魚澄先生古稀記念国史学論叢』所収）。

(6)唐、李鳳撰、存十七巻。引用は、東方文化学院京都研究所鈔本による。

(7)唐、瞿曇悉達等撰。引用は恒徳堂刊本による。

(8)郗萌は後漢の人、隋書経籍志五行家雑殺暦の条参照。『九州分野星図』九巻、前漢、李房撰（『天文要録』序）。『東晋紀』六〇巻、後漢、賈逵（同上）。京房は漢の人、漢書に伝がある。

(9)『荊州占』廿二巻（又は廿巻）、宋、劉叡撰（『天文要録』序、『旧唐書』経籍志、『日本国現在書目録』による。『隋書』経籍志が「叡」を「厳」に作るのは伝写の誤か）。公連は晋の人李公連。『懸揆紀』卅巻、東晋、陳卓撰。『勅鳳符表』一二〇巻、宋、銭楽撰（以上『天文要録』序による）。

(10)煩を避けてここには列挙しない。これらには「月生幾日」とならんで、「月生朔幾日」、「月朔幾日」、「月幾日」などの表現もみえる。その用い方からみると、意味に差はないようである。

(11)『太平御覧』巻四、天部。引用は宋刊影印本によった。

(12)朏は明であり、魄は月の輪郭の光のない部分をいう（『尚書』召誥孔安国伝、同武成正義）。朔（新月）の後に明（＝朏）が生じて魄が消える（『尚書』武成正義）。朏魄の交替は月の

三日の夕である（『文選』巻二〇、顔延年応詔讌曲水作李善注）。月の大小により日にいく分のずれはあるが、朔（新月）以後の現象であることは確かである。

(13) 清沈濤撰。潘氏滂喜斎刊本による。

(14) 『説文』の注としては、『隋書』経籍志に、梁代に存したという『演説文』一巻（庾儼默注）がみえている。

(15) 『乙巳占』、『漢魏叢書』、『説郛』、『古今図書集成』（暦象彙編）、『玉函山房輯佚書』を検したが、これらには上記以外の用例を見出せなかった。

(16) 『続日本紀』天平宝字元年十一月癸未条に「韓楊要集」とある。

(17) 正倉院文書、続修後集一七巻、写章疏目録（『大日本古文書』(三)八四〜九一頁）

(18) 養老職制律玄象器物条、養老雑令秘書玄象条。

(19) 註(17)にあげた目録中の典籍は、いずれも僧平摂の所蔵にかかる。このことは、造東大寺司が、天平勝宝二年十一月に、目録中の典籍七一部の借用を平摂に願いでていることから確められる（但し内一部のみ目録未収）。『大日本古文書』(十一)四二七〜四三〇参照。

（昭和四十七年十月成稿）

（付記）本稿の発表にあたって小島憲之先生の御助言をいただいた。ここに厚く御礼申し上げる。

—奈良国立文化財研究所文部技官—

（追記）

(1) 過日機会を得て野中寺弥勒像の銘文拓本を調査したところ、銘文の「丙寅年四月大」に続く一字を「旧」と読むのは、筆画からみて無理であることが判明した。銘文を「旧八日」と読むことは撤回しておく。本銘文については他の事実ともあわせて別に発表したいと考えている。

(2) 「朔幾日」という紀日法は、藪田氏の挙例の他に、日本霊異記下巻第卅五に「延暦十五年三月朔七日」、第卅八に「延暦六年丁卯朔四日甲寅」とみえる。狩谷棭斎は、霊異記考証の第卅五の条でこれにふれ、「朔幾日」は上旬をさし、中旬・下旬には夫々「十日幾日」、「廿日幾日」というとして、蜻蛉日記・案花物語・無明抄・源順集の用例を指摘したのち、「前田氏曰」として、天智紀の「月生二日」は「朔二日」の意であることを記している。

（昭和四十八年五月）

万葉序歌の成立

上田設夫

一

序歌の文学的感動は、自然界と人間界との間の情感の往復運動によってもたらされる感動である。自然界を描く序詞と人間界を描く心情部は相互に反響しあって、序詞と心情部の個々では生じなかった別の新しい世界を醸成していくところに存在の意義を認めることができるのである。万葉集においてはこのような文学現象が恋の歌に顕著にあらわれ、種々の恋愛感情が自然界と融和結合して序歌の世界を形成することが多いのは、既に編者自身が気づいているところであった。万葉人の恋愛感情の特質は自然の中の生活体験から生れ出たものであり、感情と自然とが一如の姿をとっていることで、このことは序歌の生れる風土においてはかなり顕著であったといえよう。換言すれば、彼らの恋は日々の生活の連続であり、四囲の自然そのものの中にあったのである。そこに自然と恋愛感情とが融合して序歌の世界が形成される基盤が存在したのである。このように考えてみると、[1]土橋寛氏が溯られた序詞の源流を民謡に求め、発想の主体を心情部より序詞自体に置こうとされる序詞観も、今一度検討し直してみるのもあながち無駄とはいえないように思われる。

ところで、詩歌表現において自己の感動表出を効果的ならしめんために、自然描写を行いその後に心情表出を行うという表現形態は日本のみに見られる固有のものではなかったのである。序歌表現と同様の表現形態は中国にもヨーロッパにも存するもので、序歌の特質を明確にするためにも先ずこの点を明らかにしておかなくてはならない。このうち中国の詩経の「詩序」にいう「興」と序歌との類似性は既に多くの人によって指摘されているところであるが、その一例を衛風によって見ると、

瞻彼淇奥　緑竹猗猗
有匪君子

如切如瑳　如琢如磨
瑟兮僩兮　赫兮咺兮
有匪君子　終不可諼兮

と第三句の「有匪君子」をいうに先立って、はるか淇水のかなたに眺望される美しい緑竹を第一、二句に描くという方法をとる。君子の姿が緑竹のイメージと共通するところから一篇の冒頭に自然描写がなされたわけで、ここには万葉集の序歌の発想法と同一のものが存在したわけである。

　また、心情表出の前に自然描写を置く詩歌形態は日本と中国のみに見られる詠法ではない。ジャン・ピエール・ディエニ氏も指摘し[2]ているようにヨーロッパの詩や民謡の中に多数見られる詩歌形態なのである。ウラル西方に伝わる民謡をドイツ語訳によって見ると、

Hinter dem dunklen Walde
kommt eine dunkle Wolke.
Wenn die schweren Jahre kommen,
möchte ich ein Kindlein in der Wiege sein.

暗い森の蔭に
暗い雲がやってくる。
苦しい歳月が来るときには、
わたしは、揺り籃の中の子供でありたい。

この詩の最初の二行「暗い森の蔭に／暗い雲がやってくる」は自然描写で、暗い森や雲はなにか不吉なものが近づいていることを象徴している。そしてその後に「苦しい歳月が来るときには」と続くのである。やはりこのような表現形態は基本的には序歌表現と同一のものと見なしてよかろう。

　こう考えると序歌のような詩歌形態は中国にもヨーロッパにも見られる表現であって、これらが相互に影響しあったものではなく、独自に自然発生的に生れたものと考えられるのである。従って序歌表現は単に日本のみの特殊な歌体ではなく、歌謡的性格を有する詩歌が備えた普遍的性格として理解することができる。自然の中に生き、日々の生活経験が自然そのものと分離しえない人々の間に生れた詩歌は、感情自体も自然と調和し融合していたのである。洋の東西をとわず、また時代をとわず、抒情詩という詩歌形態をとる民謡には興のような形をとるものが多かったわけで、和歌にあらわれる序歌もこのような範疇に属するものと考えてよい。万葉集の序歌というものを考察するに際しても、仮想の古代歌謡、記紀歌謡、万葉集という日本的発想の系をたぐるのみでなく、広い視点からその位相を確認するということも序歌の本質を理解する上に有益だと思われる。

　詩経の興体やヨーロッパ民謡に比して序歌の詠法の特質は、序詞

と心情部との連結の方法であり、内容的には序詞の象徴作用の日本的特質である。自然描写と心情部との接続形態を譬喩の関係に置く詩経やヨーロッパ民謡に対して、韻律による「あや」によって接続させる方法を有するところに序歌詠法の特質を認めることができるのである。

　み吉野の滝の白波」知らねども語りし継げば古思ほゆ　(3三一三)

　玉くしげ覆ふを安み」開けて行かば君が名はあれどわが名し惜しも　(2九三)

のような同音を契機として心情部と呼応する方式や、「開けて」に異義を見出すことによって心情部表現のきっかけをつくる掛詞式方式が考案され、詩経などには見られない形態を形成することになるのである。序歌は基本的には詩経などと同一の表現をとりながらも、韻律的効果を生かす表現を有するところに、和歌表現としての特質を認めることになる。

二

　序歌が本当の意味で完成するのは万葉集においてである。ここで本当の意味というのはいわゆる接続の方式である譬喩、同音、掛詞の三方式が揃って見られるのは万葉集に於てであり、その点で記紀歌謡の序詞は修辞として未完成な姿にとどまっていると見られるのである。掛詞式序詞は記紀歌謡には一首もあらわれず、万葉集の第一期の鏡王女の作品に用いられたものが最古の用例となる。

　内大臣藤原卿、娉二鏡王女一時、鏡王女贈二内大臣一歌一首

　玉くしげ覆ふを安み」開けて行かば君が名はあれどわが名し惜しも　(2九三)

　内大臣藤原卿報二贈鏡王女一歌一首

　玉くしげみむろの山のさなかづら」さ寝ずはつひにありかつましじ　(2九四)

この贈答歌において、鏡王女は「開けて」を掛詞とした序歌を贈り、鎌足はこれに対して「さなかづらさ寝ずは」と同音による序歌で答えの歌を贈っている。この鏡王女の歌を嚆矢として、以後万葉集には百十余首の掛詞式序詞を見ることになるのであるが、記紀歌謡には一語に二義を見出すという理知的な発想は未だ現れず、序歌の詠法としても用いられるに至っていないのである。いっぽう同音式の序歌は既に記紀歌謡の中に源流を見出すことができるのであるが、その形態は万葉集に至って変質してくる。

(A) 神風の　伊勢の海の
　大石に　這ひ廻(もとほ)ろふ
　細螺(しただみ)の」　い這ひ廻り　撃ちてし止まむ　(記一三)

(B) 御諸の　厳白檮(いつかし)が本」

白檮が本　忌々しきかも　白檮原嬢子　（記九二）

この二首は共に古事記歌謡で、(A)は長歌形式、(B)は短歌形式をとるものであるが、(A)は序詞中の第四句「這ひ廻ろふ」がほとんど同形で心情部の冒頭に置かれることによって同音式序歌が構成され、(B)においても「厳白檮が本」の句がほとんど同形同意で心情部の冒頭に置かれるという技法がとられる。(A)(B)共に繰り返される語句によって心情部が導かれる序歌で、記紀歌謡に見られる同音式序歌は大部分が(A)(B)のような形式をとり、類音とか同音異義を連結の手段とするものはあらわれていない。ところが万葉集に至るとその連結形式に変化が生じ、次のような同音式序歌が一般的な形となる。

(C)玉くしげみむろの山のさなかづら　さ寝ずはつひにありかつましじ　（2九四）

(D)み吉野の滝の白波　知らねども　語りし継げば　古思ほゆ　（3三一三）

(C)の歌では、序詞中の植物「さなかづら」の類似音「さ寝ずは」によって意義とは無関係に連結語となっている。また(D)の場合は「白波」の「シラ」音を借りるのみで「知ら」を引き出してくるという技法である。このように口誦文芸から記載文芸への移行は、同音式序歌の内容に変質をもたらすことになったのである。単に同音同義の語の繰り返しによって韻律効果をあげる記紀歌謡の形式は、万葉集に至って屈折した効果をねらう表現方法となる。同音式序詞の使用は、韻律面の効果のみならず日本語の有する同音多義の性質を利用して、意義面での突然性をも兼ね備えた表現方法となったのである。(C)の歌のように「さなかづら」が「寝」という思いもかけない言葉へとつながっていくのである。勿論、ここには「さなかづら」の性状からくるイメージの共通性が作者の脳裏にあり、それが基盤となっての発想ではあるが、植物から共寝が引き出される発想形式は日本語の特性を十分に活用した表現である。漢詩や西欧の詩においても韻律効果をあげるために各種の技巧が用いられるのであるが、序歌においては序詞の長さと、同音異義の日本語の特性を生かすことによって形態面の特質としている。万葉集に見られる同音式序歌はこうした同音異義による方式のものとなり、記紀歌謡のような同語の繰り返しによるものは見られなくなる。

　このように詩経の興体の詩やヨーロッパ民謡と明確に一線を画する序歌の特質は、万葉集に至って掛詞式のものの案出と、同音式の序詞の変質によって修辞としての形態を完成することになったといえる。後世、序詞は時代による好みを残しながら、譬喩、同音、掛詞による方式を継承していく。記紀歌謡における序詞は前述したように同音、同語の繰り返しといういわば歌謡の本質から自然発生的に無意識裡に用いられたというような形が多く、万葉序詞の源流と

はなりえても明らかに修辞としての完成は万葉集をまたなくてはならないのである。そして万葉序詞の特質を土橋氏が指摘される如く③「即境的発想から矚目発想へさらに心情の具象的表現へ」発展したとされる序詞素材の変化以前に、掛詞式序詞の発生と同音式序詞の変質という、いわば序詞自体の修辞としての本質的変化を取り上げねばならないのである。

三

序歌の機能を考察する場合、先学の諸研究を顧るのはいろいろな示唆を与えてくれて参考となるものが多い。契冲は序詞の定型として韻律面で主として機能する同音式、掛詞式の序詞を第一義のものとして考えている。契冲は「万葉代匠記」で実証的万葉注釈を試みたのであるが、彼の見識は序詞を韻律的機能を有する修辞として理解したのである。「万葉代匠記」では三十九首にわたって序を有する歌であることが指摘されているが、これらを連結方式によって分類すると、同音式十二首、掛詞式十六首、譬喩式十一首となっている。この数字は一見似かよった数でそれぞれの序歌が指摘されているように見えるが、今日指摘しうる序歌の概数が一・一・五の比率になることから考えると、譬喩式の序歌の指摘が他の二種のものに比して非常に少ないことがわかる。このことは、契冲が序詞を同音、掛詞の日本語特有の韻律を生かした修辞と考えていたことによるもので、契冲のこの序詞観は「万葉代匠記惣釈枕詞下・序歌」の記述によって更に確認されるのである。この中で契冲は「歌に枕詞ある事は、人の氏姓あるに同じ、氏を置て、呼名の長きが如く、古き歌のたけ高く聞ゆるは、多くは枕詞を置、多くは序よりつづけたるが故なり（略）序と云も枕詞の長きを云へり」と述べて、その付録に序詞の例を列記している。

　去家之倭文旗帯乎結垂（イニシヘノシツハタオビヲムスビタレ）、孰（タレ）

　伊敝妣等波可敝里波也許等（イヘビトハカヘリハヤコト）、伊波比之麻（イハヒシマ）

など二十六の序詞はすべて同音か掛詞式の序詞であって、譬喩式序詞は一つもあげられていない。契冲は注釈にあたっては譬喩式の序歌をも序歌として指摘しているものの、契冲の考えた序詞の定型は「枕詞の長き」を言うのであって、意義上の機能をほとんど失った枕詞と同性質の修辞として序詞を理解していたことが明らかになる。従ってこのような性質を備えた序詞は、同音あるいは掛詞の方式によって心情部と連結するものと見なされたのである。

序詞と枕詞との差異を単なる長さの相違と見なすか、それとも本質的な差異が両者の間に存在すると見るかは、今日においても依然として説のわかれるところである。④境田四郎氏の長短の差のみとする説、⑤大浜厳比古氏の両者に本質的差異を認めようとする説がそれ

ぞれを代表する研究として今日も生きているのであるが、その賛否はさておいて、序詞の概念を提示した契沖の見解は傾聴に値する説といえるのである。前述したように序歌の修辞としての性格を最も鮮明にするものは、詩経やヨーロッパ民謡との比較によって明らかなように、その心情表現との連結方式の特異性にあった。単なる譬喩による象徴性のみならず、同音や掛詞式の形態がとられるところに序歌の序歌たる特性があるわけで、このような見地からするなら契沖の序詞観は実に正鵠を得たものといえる。今日的観点からするなら韻律性重視の過多が指摘されるのであるが、反面「歌経標式」以来の広い視野に立って、中国詩風をも十分に意識した和歌の修辞観であると見なされるのである。

契沖の同音、掛詞式の連結方法をとる序歌を序歌の定型と見なす考え方は、後世の万葉研究者においても採用される有力な序詞観となった。春満、信名などの荷田一門によっても継承され、賀茂真淵に至っても踏襲されている。真淵が「万葉考」で指摘する序歌は同音式、掛詞式のものが中心で、譬喩式のものを序歌とする例はその割合からして非常に少なく、譬喩による歌は次のような処理によっている。

二上に隠らふ月の」惜しけども妹が手本を離るるこのころ　（11二六六八）

隠経月之、如をこむ

川千鳥住む沢の上に立つ霧の」いちしろけむな相言ひ始めてば　（11二六八〇）

霧は集中に白気とも書て、朝あけには白く見ゆるもて、いちじろき譬にいへり、之に如をこむ

この二首の歌はいずれも譬喩式の序歌と見なされる歌で、しかも序詞の終末部が「の」をとる形の歌である。真淵はこれらの歌の注釈に序歌であることの指摘をせず、ただ「の」に「如」の意がこめられていることを説明するにとどまっている。従って真淵は右の用例のような譬喩の形で心情部に連結するものは序歌と見なさなかったわけで、このことによって真淵の序詞観をおよそ伺うことができるのである。譬喩式の序詞は終末部に「の」がくるものが非常に多く、譬喩式序歌のおよそ三分の二に達するところからして、これらの形を序歌と見なさないとするなら譬喩式序歌の歌数が減少するのは当然ということになる。こうした真淵の序詞観は「冠辞考序文」にも要約されて、「冠辞」が修飾の作用をなす表現であることを説き、和歌は五音七音からなるもので「この数よりもいふ言の少なき時は、上にも下にも言のそはりて、調べ」の効果を発揮するものであるとする。つまり真淵の考える序詞は意義の上で一首に影響を与える表現ではなく、人体の「冠り」や「衣」や「沓」の如く機能

し、更には五音七音に言葉が不足する時に補いとして置かれるものと考えているのである。このような観点はとりもなおさず序詞を韻律上の効果を発揮する修辞と見なす考え方に通ずるもので、基本的に契沖の序詞観が継承されていると見なしてよい。

以上江戸期の二人の万葉研究者の序詞観について見たのであるが、要するに契沖や真淵においては序詞の本質がかなり的確に把握されていたことが指摘したかったのである。詩経の興体の象徴方法を一方に対置して考える時、和歌の序詞の特質は韻律を度外視してはありえないということを契沖や真淵は理解していたのである。序詞の韻律性ということは韻律性の枠を広げて考えると必ずしも同音式、掛詞式序詞に限定されるものでなく、譬喩式序詞においてもいろいろな苦心が払われていることを知るのである。ことに序詞の終末が「の」で終わる序歌には、特有のリズム感を感じさせる歌が多く、

九月の時雨の雨の山霧の」いぶせき吾が胸誰を見ば息まむ　(10二二六三)

今夜の暁降ち鳴く鶴の」思ひは過ぎず恋こそまされ　(10二二六九)

などの歌は、「の」によって序詞の韻律効果を高める機能を認めることができるのである。この二首は共に譬喩式序詞でありながら、しかも韻律的効果をも一首に与えている。従って序詞はいかなる連結方式をとるにせよ、韻律性を無視しては考えられない修辞ということになり、その律律性がいろいろの形で表現されるに至ったのが万葉集の序詞ということになる。

四

次にいわゆる「かかる語」と序詞との関係が問題になる。本稿においてはこれまで「連結語」「連結する」という用語をしばしば用いてきたのであるが、従来多くの注釈書などでは、序詞を一語句を修飾するものと考えてその被修飾語を「かかる語」として理解するのが通例である。序歌において「かかる語」をいかに取り扱うかは、序詞と心情部の関係をどのように理解するかという序歌の基本にかかわる問題であってゆるがせにできない。従来の注釈書のように「かかる語」と見なすことは、序歌の発想の中心を心情部に置く見地に立つことになり、序詞はその修飾句として機能すると見ることになる。これに対して土橋氏の如く[6]「即興的景物を提示して、それに寄せて陳思する」のであって心情表現が序詞によって引き出されると見る観点もある。この二つの序詞観は正に鶏が先か卵が先かという論であって、巻十一、十二の目録にある「古今相聞往来歌」をとるか、それとも分類の「寄物陳思歌」を生かすかの論争とも見

られてくる。短歌の大部分が一首の冒頭に自然描写がなされ、心情部が最初に位置することがないからといって、発想の中心が自然描写にあるとするのはあまりに機械的な見方といえよう。やはりここでも序歌の原点に帰ってこの点を考察してみる必要があると思うのである。詩経あるいはヨーロッパ民謡においても序歌同様、自然描写は一篇の最初に置かれるのを原則としている。そして発想の重点も順番もどちらを主とし従とするものでなく、それは同時であったと考えられる。淇水のほとりの緑竹が作者の脳裏に描かれた時には、「匪君子」の容姿も脳裏に存在したのであり、この両者のイメージが重なるところにこの種の詩の意義が存することになる。従って作者の脳裏にどちらが深く印象づけられているかは問うところではなく、自然描写と心情部は対等の関係にあり、しかも不即不離の距離で相呼応するものと見なすが妥当なのである。

従って「かかる語」は序詞の被修飾語の位置にあるのではなく、心情部の一部であり、序詞は心情部と呼応の関係にあると見なされる。とすると「かかる語」はいかなる機能を果す語と考えたらよかろうか。私はこの語を全く別の機能を有する語と考えて、一首の中で序詞と心情部を「連結する」役割を果している語として考えたいのである。従って従来の注釈とは異った作用をする語と見なすわけで、連結語という呼称は右のような意味を含めてのものなのである。

見れど飽かぬ吉野の河の常滑の」絶ゆることなくまた還り見む（1三七）

の歌について見ると、「見れど飽かぬ吉野の河の常滑の」を従来の注釈書は「絶ゆることなく」のみにかかる序詞とする。しかしこの解釈はこの歌の文学性を十分に生かしえたものとはいえない。「何時見ても飽きることのない吉野河の常滑のように」という自然描写からなる序詞は、「絶ゆることなく」のみでなく、「絶ゆることなくまた還り見む」の心情部全体の象徴たりえていると解釈すべきものと思われる。河底に何時も生えている常滑は、単に「絶えることがない」のみでなく、何時も生えている常滑の如く「何時もやって来て見よう」にも対応させる方がよりこの歌の文学性を高めることになろう。従って「見れど飽かぬ吉野の河の常滑の」は「絶ゆることなくまた還り見む」の序詞と見なしてよいのである。そして「絶ゆることなく」は序詞と心情部の橋渡しのような役割を果すものと考えられる。果実が枝とつながる時、果実に枝と接続しやすい蔕（へた）があるように、心情部にも序詞と連結しやすい連結語があるのである。蔕は果実の一部であって、蔕のみで独自に存在しその機能を発揮しうるものではない。このような理由によって、連結語が「かかる語」でなく、序詞と心情部を連結する機能を有する語と考えるの

である。

このような序詞観の帰結として、私は連結語を序歌に不可欠の要素と見なさないのである。連結語として明確に指摘しうる語が心情部になくても、そのことによって序詞が修辞としての性格を失うものとは考えない。万葉集の中から該当する歌を摘出してみると、

(A)秋の田の穂の上に霧らふ朝霞」何処辺の方にわが恋ひ止まむ　（2八八）

(B)三輪山の山辺真麻木綿短木綿」かくのみ故に長しと思ひき　（2一五七）

(C)淡海路の鳥籠の山なる不知哉川」けのころごろは恋ひつつもあらむ　（4四八七）

(D)真野の浦のよどの継橋」心ゆも思ふや妹が夢にし見ゆる　（4四九〇）

(E)赤駒のい行きはばかる真葛原」何の伝言直にし良けむ　（12三〇六九）

などをあげることができる。(A)の歌において「何処辺の方に」を連結語とするのは無理な解釈であるし、(B)の歌に関しては「短き」が序詞中に省略されていると見なす注釈書があるが、説得力に乏しい。ここはやはり沢瀉氏のように「『短木綿』に対して『短き』の語がなくて、すぐ『かくのみ』とつづけている。前の歌の序も似たものであり、古い形の序には他（4・四八七）にも同じようなものがある」と考えて、連結語がない序歌と見るべきであろうと思われる。(C)の歌については「万葉代匠記」が「けのころごろ」の「け」を、水の気と解して川霧の意で序詞と続くと注釈しているが、やはり沢瀉氏のように連結語をとらない序歌と見てよかろう。(D)(E)についても同様の歌と思われる。そしてこれら五首の歌はすべて第一期から作者不明期にかけての間の歌であって、万葉第三期以後の序歌にはあらわれない形態であることも注目せねばならない点である。

このように万葉集の中には少数ながらも連結語を有さない序歌が存し、そのことが序歌たることに何等影響を与えるものでないと言いうる。序歌が序歌であることの基本条件は、連結語の有無ではなくして、「物」と「心」との対応構造を一首がとっているか否かであって、その他に条件となるものは何もないのである。「物」と「心」は相呼応して序歌という詩の世界を形成するのであって、人麿の試作と見られる

吾妹子が赤裳ひづちて植ゑし田を刈りて蔵めむ」倉無の浜　（9・一七一〇）

などを例外とするなら、序詞と心情部は主従の関係でなく対等に位置しているものと考えられる。

五

序詞を和歌修辞として性格づけるものに、韻律的特質とともに素材の日本的特質をあげなくてはならない。どのような素材が如何なる心情と呼応するかは、その詩の基本的性格を決定することになるのであり、序歌の根本に関わる問題となる。ただこの場合、序詞の素材が矚目発想によるものであるか、それとも一般的景物によっているかを識別することはそれほど容易なことではない。具体的作品に対した場合、序詞の描写が眼前の実景であるか否かの判定は、題詞や左注を有する歌は比較的判断しやすいというものの序歌の大部分はそれらを有さないのであるから困難となってくる。

(A)朝日影にほへる山に照る月の　飽かざる君を山越に置きて　（4四九五）

(B)をみなへし咲く沢に生ふる花かつみ　かつても知らぬ恋もするかも　（4六七五）

(C)志賀の白水郎の塩焼衣　穢れぬれど恋とふものは忘れかねつも　（11二六二二）

(A)の序詞の「朝日影」と「照る月」との矛盾、(B)の歌の「をみなへし」の秋と「花かつみ」の初夏とは季節的に矛盾するものであり、更に(C)のように日常的感懐が海岸の風物によって対置されているのなどは、序詞に詩的虚構性を認めなくてはならない。従って外国の民謡と対比して序歌の特質を考察するには、発想形式によって図式化するよりも、その象徴の実態に目を向けることが必要となってくると思われる。

そこで序歌のうち譬喩式序詞に使用される素材を天然現象、植物、生活労働、動物に分類してみると、天然現象として

波（38）水（22）雲（21）露（17）雪（14）月（13）川（9）潮（8）霧（7）山（5）石垣渕（4）風（3）雨（3）

などの素材が用いられ、譬喩式序詞の四割強がこの種の素材によることがわかる。中国の詩経の興が素材として植物を用いることが最も多いのに比較して、序詞素材の特色をなしているのである。次いで序詞に多用されるのは植物素材で

葛（19）藻（14）草（10）菅（6）橘（4）薄（3）馬酔木（3）容花（3）柏（3）稲穂（3）松（3）

などが主なものである。興においては茨や葛藟や荇菜などが目立つ植物で、桃、竹、梅は序詞で用いられることのない素材である。次いで序詞で用いられるのが生活労働に関する素材で

舟（12）楫（8）衣（7）梓弓（6）緒（5）火（4）焼く塩（3）標結ふ（3）真澄鏡（2）養ふ蚕（2）

などがその主なものである。詩経においては生活労働の素材が使用

されることが最も少ないのであるが、序詞では動物に関するものより多用されている。序詞の動物素材としては

鳥（12）鹿（10）駒（9）鶴（6）貝（4）鴨（3）蝦（2）霍公鳥（2）鶯（2）雉（2）

などで、序詞では鳥類と獣類が大体同数であるのに対して詩経では鳥類が多用されるのが顕著な傾向である。こうして見てくると序詞に用いられる素材の特質は、海に関する素材が各分野とも上位にあることで、葛や鳥など目立たない地味な素材が多いこととあわせて万葉序歌成立の背景を示している。

また観点を変えて、一般の万葉集の歌の素材と比較して序詞素材とされるものになにか特色があるかどうかという点に触れておきたい。序詞の素材には一般の歌とは別の素材選択が行われているのであろうか。およその傾向を知るため便宜的に巻七と巻十の両巻から「詠天」「詠月」などの題詠歌を素材別に分類してみると次表の如くなる。

（天然現象）		（植物）		（生活労働）		（動物）	
○月	36	花	117	七夕	98	○鳥	51
○雪	32	黄葉	45	玉	16	○鹿	18
○川	25	○草	26	○衣	9	雁	14
○露	21	木	8	○船	5	○蝦	6
○雨	15	柳	8	野遊	4	蟋蟀	4
○山	14	○藻	4	倭琴	2	蟬	3
水田	11	葉	2	○弓	2	○鶴	2
○霞	9	蘿	1	絲	1	むささび	1
○海	6	○稲	1	神	1		
○雲	5	○松	1	煙	1		
○風	5	○蘰	1				

（○印は序詞素材にも用いられるもの）

この表によって見る限り万葉集の一般の歌と序詞素材との間に本質的な差異は認められないのであるが、ただ序詞素材に「花」「黄葉」「七夕」「玉」などの華やかな自然や生活素材が用いられていないことがわかる。序詞の素材はもっと現実の自然や地味な自然に素材が求められ、そこに万葉歌人は自己の心情を見出している。従って序歌が詠まれる風土が梅や桜の花に彩られ、七夕の世界に思いをやつす人々の生活からでなく、もっと土と共に生き、海の荒波に驚異する人々の間から多く序歌が詠まれたことを示しているといえよう。

このような万葉序詞の素材は記紀歌謡の素材と同じ傾向を有するものとは見なされない。たしかに書紀歌謡においても

常しへに君も　逢へやも
「いさな取り　海の浜藻の」寄る時々を　（紀六八）

のような「藻」を用いるものが見られはするのであるが、この歌は短歌形式の歌謡で時代的にかなり新しい歌であると思われる。万葉

序詞を代表するともいえる「波」や「葛」や「舟」や「鳥」を素材とするものは記紀歌謡にはあらわれず、素材の面からも明確に万葉序詞を特色づけるものがあるのである。たとえ伝承による類型化があったとしても、万葉歌人の素材選択の傾向は伺うことができる。そして、右に見たような素材からなる序詞が単純明快な心情と連結することによって万葉集の序歌は成立したのである。

沖つ藻を隠さふ波の五百重波」千重しくしくに恋ひわたるかも　(11二四三七)

大崎の荒磯の渡延ふ葛の」行方も無くや恋ひ渡りなむ　(12三〇七二)

難波潟漕ぎ出し船の」はろばろに別れ来ぬれど忘れかねつも　(12三一七一)

遠つ人猟道の池に住む鳥の」立ちても居ても君をしそ思ふ　(12三〇八九)

これらの歌の序詞に見られるように、その素材は変わっても心情部は類型的ともいえる単純な表現形態をとるのが一般的で、短歌によって成長の姿を見る万葉序歌の特質となっている。

序詞は巨視的観点に立つならば記紀歌謡から万葉集へとたしかに同じ流れにある修辞表現と見られよう。しかし、これを万葉修辞として考察する時、そこにはかなり大きな変質があり、発展がある。それは序詞が主に短歌においてよく機能を発揮し、長歌形態の歌謡を中心に用いられた記紀の序詞とは異った形態を見せることになったことにある。その第一のあらわれが掛詞式序詞の発生につながり、同音式序詞の変質へと発展していくこととなる。またこれと同時に、序詞自体の表現も変化し、ことに素材には万葉的発想による選択が行われて記紀序詞との異同も明確な形をとってあらわれることになる。このような万葉序詞の形態は単に記紀歌謡との差異のみでなく、基本的に同一の発想形式を有する詩経の興体やヨーロッパ民謡にあらためて着眼する時、より明確に和歌修辞としての特質が浮び上がってくるのである。そして一首の序歌に対しても序詞がいかに機能するかという点で、解決の糸口がつかめるのではないかと思われる。なお序詞は万葉集の中にあっても各期によって変移するのであるが、この点に関しては稿を改めて言及するつもりである。

注① 「序詞の源流」(「万葉」第二十一号)
② 「詩経とヨーロッパの民謡」(「中国文学報」第十八冊)
③ 注①に同じ
④ 「枕詞と序詞」(「万葉集大成」6言語篇)
⑤ 「万葉集序詞私攷」(「天理大学報」)
⑥ 注①に同じ

万葉片々

条里制より見た櫟津・永屋原・穂積の位置

大井重二郎

平城京造営に際して既存の条里制の上に設定したか、または造都後に条里制を施行したかは先学の説の岐れるところで、早く明治時代に堀田璋左右氏の霊亀説[1]或は関野貞氏の条里制上に平城京を劃定したとする説[2]、これに反論した喜田貞吉氏の諸論考[3]があり、近くは田村吉永氏の関野説認容の主張などがある。[4] その詳細は省略するが、一は西北の京北条里の問題であり、一は嘉永年間の北浦定政の「大和古班田坪割略図」以来の問題であった。これらの諸説に対し私見は大和平野には各種各様の条里が錯綜して決して単一の条里ではなかったと考えている。特に行政区や地形によって群小の条里も施行されていたが、大和平野の下津道を中心とする地方、国中と呼称する平野の中央部ではこれら群小の条里を聚合整理して一個の大条里に統一することが或時期に行われたのであり、その時期は敢えて仮説を立てれば平城奠都直後の和銅の頃ではなかったかと推測する。[5] 特に考慮しなければならないのは京東条里の劃定であり、本稿の内容にも若干の影響がある。先学の説では京東条里に関してはいずれも概ね平城左京四坊大路の線に始り、東へ延長したとする点では一致する。筆者は奠都前に下津道を起点とする添上条里が存在したと考えている。[6] 従って下津道（後の平城京朱雀大路）の東六町を一里とし、逐次二里三里に及ぼしたものと推考する。旧京東条里（添上条里）三里の東界は奈良尺六百五十四丈であり、「新」京東条里の一里は六百五十七丈―八百七十三丈となり、左京四坊大路である東京極は一里の西より二町の中、旧三条東界よりは六十一丈―七十丈となる。そして南は八条、東は七里乃至八里に及んだのが添上条里の原型であった。この八条以南に大和平野の京南路東・路西の大条里が展開したのである。本稿に関係ある地名はいづれも路東条里に相当している。これら条里の概念を前提に万葉集の歌枕の櫟津・永屋原・穂積の三地、何れも路東条里に占地するのであるが、新しく管見に入った資料によってその位置づけを考察する。

櫟津

長忌寸意吉麻呂の宴飲の歌に饌具雑器狐声河橋等を詠み入れた次の歌がある。(左註略)

3824 さし鍋に湯わかせ子等櫟津の桧橋より来む狐に浴むさむ(十六)

櫟津は櫟の河津を指したもの、櫟に関してはすでに古事記応神天皇条の御製に「櫟井の和邇坂の土」書紀允恭天皇紀七年に「弟媛(中略)到春日、食于櫟井上」とも見えて現在の天理市櫟本又は大和郡山市に櫟枝の地名が残るよりこの辺とされている。姓氏録に櫟井臣を載せ[7]、石上和邇櫟本地方を本貫とする。現在の考察は櫟本地方とするのが一般である。これを古条里から位置づけると、東大寺文書(筒井文書)延久四年(一〇七二)正月廿日の僧慶緑田地売券案に

売渡領田事

合弐段在櫟御庄之内字率都波坪之内南辺

の記録がある。率都波の地名はこれより数年前の治暦四年(一〇六八)十一月廿五日の「坂上しかあつる田地処分状」に出ていて「添上郡京南五条四里卅六坪―五里一坪」とある。即ち京南路東五条にあって四里卅六坪と五里一坪とは東西に接続する地である。大仏灯油料田記録には

二段市本(中略)在大和国添上郡五条五里八坪

とある。五条四・五里は天理市櫟本町に相当し、南に石上に接し、三里に櫟枝の地名が残る。南下すれば穂積や長屋原があり、大和平野の南北を結ぶ重要な交通路線上にあった。管見に入った条里上の記録は右の通りであるが、その域内は東南院文書天暦四年(九五〇)の東大寺封戸荘園寺幷用帳に「大和国添上郡櫟本庄田卅町五段七十二歩」大治三年(一一二八)の東大寺荘園目録には「東大寺御領見在庄園事」に「櫟本庄田卅四丁 畠四丁」と載せて面積からみれば櫟本のみで一条里を占めている。然し常識的にも一条里の方域のみに限定した地ではあり得ないので、現存する小字名を調査すると、櫟本にイチジリがあり、櫟枝にイチノサト、横田に櫟ノ本がある。万葉の歌意によれば河津があり桧橋が架けられていた。佐保川の本流は屢々変更を来したこと古記録で知られるが、櫟本地方から佐保本流に流入する支流は四―五条の間に二流が西進し櫟平野を蛇行した。この他さらに小流一つが西流している。河川関係の地名では櫟本に一ノ井手・川ハタ・荒池・池尻・蓮池・棚池・大池等の小字名がある。さすれば櫟は櫟本より概ね西方に延拡し、南北二条東西四乃至五里程度の範囲ではなかったか。櫟津は交通路の要衝的な位置より推して櫟本附近を流過する河川の川ハタ・イザ川・一ノ井手あたりではなかったかと想像される。

永屋原

和銅三年平城遷都の時、藤原京より北上し「御輿を長屋原に停め

て故郷を廻り望みて御作歌」があり

78飛ぶ鳥の明日香の里を置きて去なば君があたりは見えずかもあらむ（一）

の一首が見える。永屋原については和名抄の「山辺郡長屋」とあって以来大和志に長原村現天理市南域の旧朝和村永原に定着している。この地は東大寺要録に見える尊勝院領の長屋荘で、地理志料には東の福知堂よりさらに東の三昧田・勾田・佐保荘より中山・萱生地域に至り北は竹内・乙木に亙る広域である。極限する説では大和志考が今の長柄が長屋の転音で、永屋・長柄に亙ると考えるのが普通である。殷野文書嘉保二年（一〇九五）二月九日の

譲与所領田畠事

一在山辺郡永原郷十二条六里七坪弐段

の記録がある。十二条六里は永原（五里）の東数町に当り、あたかも七坪は福知堂村落に合致する。然しながら永原即長屋原とはいまだ断定し難い。然して長屋原が東大寺領であったことは東南院文書天暦四年（九五〇）十一月の東大寺封戸荘園幷寺用帳に

山辺郡長屋庄田二町二段

とあり、約五十年後の長徳四年（九九八）東南院文書の東大寺領諸国荘家田地目録にも「山辺郡長屋庄田八町七月十九日梵網会料」の一文が見え、大治三年（一一二八）七月の同じく東大寺荘園目録には「長屋庄田十町畠一丁」とある。一貫して東大寺が領有し来った伝統の地であった。さらに近来発見された新資料として平城左京一条三坊（現不退寺附近）の側溝から出土した木簡に

□告知□□斑牛一頭誌左右本□在歳六許
応告賜山辺郡長屋井門村

右牛以十一月卅□聞給人益坐必々可告給

がある。六才の斑牛が何れかに放逸、これを知る者は報告せよとの告知文である。然して現永原・長柄にはナガヤなる小字名は寡聞にして管見に入らない。尤もナガヤハラがナガハラと約音される可能性は大きいし、条里制の上での十二条六里（福知堂）を中心に永原の地は藤原・平城を結ぶ交通路上にある。結論を急ぐのは控えねばならないが一応本地と推考する。

穂積

3230幣帛を　楢より出でて　水蓼　穂積に至り　鳥網張る　坂手を過ぎ　石走る　甘南備山に　朝宮に　仕へ奉りて　吉野へと入り坐す見れば　古思ほゆ（十三）

平城遷都の歌に見える永屋原の逆の行程を大和平野を南下して飛鳥を経て吉野に至る歌である。ただ不可解なのは巻十三は明日香藤原の時代、及び奈良時代に入っては和銅五年卒の三野王に対する挽歌、養老六年の穂積老の作だけとされている。(8)万葉集注釈も同様の見解である。にも拘らず右の長歌に該当する天皇の行幸の続日本紀

に見えるものでは和銅遷都以来養老七年五月の元正天皇芳野離宮が見えるのみである。強いて解すれば元明天皇霊亀三年六月天下「亢旱弥旬」ったため「奉幣帛、祈於諸社」時に皇族級の遣使があったかも知れない。詳しくは考え得ない。なほ「楢」についても私見があるが省略する。穂積の地名についても充分に解明されていない。代匠記（精）に「十市郡ノ西南ノハテニ有、今ノ俗蒲津トカクト云ヘリ」とあって以来田原本町保津説がある。(9) 本地は坂手の西一粁半にあって迂回する理由が肯定出来ない。契沖の大和国地名類字に「平城より下津道を経てすちかへ路に赴き十市の穂津を過、式下郡坂手に至、芳野に趣けるにや」とあるのは北から真直に南下するはずの行程に益々混乱を来している。かつ蒲津を坂手の東としている。地名辞書は朝和村新泉としたが陸路としては位置的に無理のない順路である。拙著万葉大和ではかつて大倭神社注進状を引用して崇神朝に大和社に奉仕した穂積氏の拠地と考えて大和社域に当る穂積に擬定した。のちの穂積寺（平城左京九条四坊）はその氏寺を移したのであろうか。(10) この寺のことは霊異記や今昔物語にも出ているが本稿に直接関係がないので省略する。大和志考は水路説を推定し「佐保川を船にて下りたらむには坂手に至る順路になりて無理なかるべく、山辺郡新泉の地とすれば陸路に当るべければ之も否定すべくもあらず」と断定を避けている。然し近来は朝和村新泉説が有力である。(12) ただ岩波の古典大系本頭注に「穂積、天理市新泉のあたりとも奈良市東九条町ともいう」として東九条説が出ている。これは前述した穂積寺址が平城左京九条にあったのに注目したのであろうが、この寺址についての研究は現在のところ充分でない。(11) 管見に入った古記録では安和二年（九六九）七月八日の仁和寺文書法勝院目録に

一大和国山辺郡穂積郷野々子庄田地肆段　在八条四里卅坪田一段　畠三段

とある。八条四里は天理市前栽に当る。延久二年（一〇七〇）の興福寺資財帳に不輸免田畠中に

一町六反穂積寺庄・東伊与庄

を記している。現在天理市新泉にしても田原本町保津にしてもホッミなる小字名は存在しない。されば右の仁和寺文書を信頼するより他に拠るべきものがないのである。前述の興福寺資財帳の「穂積寺田一町六反」は「九条三里二坪八反八坪八反」とあるのに田積も合致する。八条四里と九条三里は西南角と東北角で接続しており、前栽とその西南杉本・平等坊に当る。かつ楢―穂積―坂手の道順では、前述のように八条四里辺から西南に坂手に出、下津道を南下して藤原飛鳥に至るのに極めて自然の行程となり、新泉説の如く真直ぐに南下して真西に進む不自然さや保津説のように西寄りに南下し

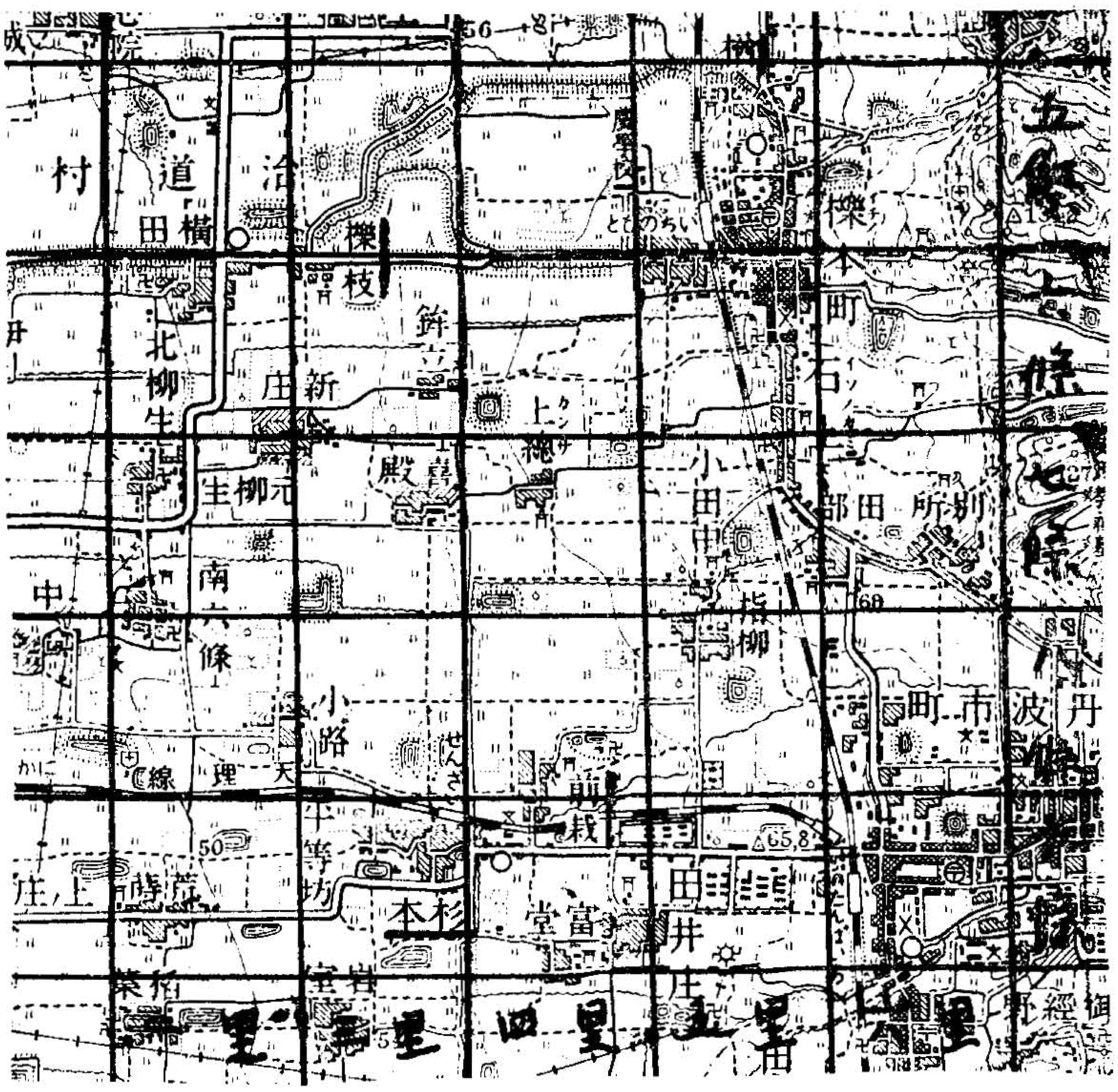

て西東に並ぶ坂手と穂積を東行西行する不自然さは解決するのである。

註(1)堀田璋左右「条里の制」史学雑誌十二ノ十二（明治三十四年）

(2)関野貞「平城京及大内裏考」（明治四十年）

(3)喜田貞吉雑誌歴史地理連載「平城京及大内裏考評論」「帝都」

(4)田村吉永「大和平野に於ける条里制施行の年代」大和志九ノ八

(5)大井重二郎「平城京と条坊制度の研究」

(6)大井重二郎前掲書

(7)新撰姓氏録左京皇別「櫟井臣・和邇部同祖」

(8)武田祐吉「万葉集全註釈」

(9)大和志料磯城郡平野村保津（現・田原本町）

(10)興福寺資財帳

(11)代表的なものとして武田氏の全註釈・沢瀉氏の注釈など

(12)福山敏男「奈良朝寺院の研究」

書評

木下正俊著『万葉集語法の研究』

浅見　徹

木下さんは、二十年以上にわたって公私ともどもお世話になり続けてきている先輩である。一体に、沢瀉先生の廻りに集まって、この万葉学会を作ってきた人たちは、先輩に対して慇懃鄭重にならない代りには、後輩に対しても同じように接してくださる。二十年、常に最下級生であった私などは、いつもこれに甘えてきたものだった。木下さんもこの中心的な一人である。おまけに、学会本部の置かれた関西大学にあって面倒な雑務を引き受け、会費納入率百廿パーセントなどと豪語しておられた辣腕家でもある。学会懇親会の席上などでも、その苛斂誅求ぶりに会われた方も多かろう。この、一見豪放的な外見にもかかわらず、周囲の者が、そんなことといつまでもくよくよと気にしなさんな、と見かねて口にするようなことも時に起こる。そして、芋ばかり食っていた学生時代を過したにしては、相当に味にうるさい人でもある。大浜さんが曽って『注釈』の月報に書かれたような猛者ぞろいの中にあっては、その活躍に比して、木下さんはむしろ目立たない地味な存在として映っているのではなかろうか。

学術論文は、本来、その一篇としての独立した価値が、その学問分野にいかに寄与するか、非情に決められるべきかもしれない。しかし一面、それは創造的な人間的行為でもある。私たちが、人麻呂の歌を題詩や左注を媒介として理解しようとするような、芭蕉の生きた時代や生涯を究めてその句作を考えようとするようなことも、あってよいのではなかろうか。

古事記の中に出てくる「成神名」「所成坐神名」「所生神御名」という字面を原典のままと仮定して訓もうとする時、すべてをナリマセルカミノミナと訓むべきだとする論と、ナレルカミノナなどと訓み分けるべきだとする論は、この用字例を操作し根拠としている限りにおいて、対立はしてもたがいに相手を否定することはできない。そのためにはもっと別の次元の根拠を見出さなくてはならない

し、それはあるいは、ことばとこれを表記する外国系の文字との間の関係についての一種の感覚、または信念であるかもしれない。字面に即する限り、「成坐」はナリマセルで「御名」はミナであろうが、「成」や「名」は、ことによると、ある場合にはナリマセルやミナであって、ある場合にはナルやナであったかもしれないのである。これを見究めてゆく道は複雑多岐にして困難を極めるだろう。私なんかはスカッとした方が好きだから、こんな時には形に現れる特徴だけを頼りにエイヤッとどちらかに片付けてしまいそうな気がするのである。

ところで、大冊力作が陸続として生産されている近ごろでは、四五〇ページ、三五〇〇円というこの本を、大著と呼ぶのは憚られよう。収められた論考は、二十年間にわたって雑誌その他に木下さんが発表してこられた数多いものの一部である。従って、この本の骨子となるところは、既に私どもには馴染み深いものである。が、改めて一冊の本に纏められたものを拝見して、まず二つのことを感じるのである。

その一つは、誰の場合にもいえることであるが、その著者の思考方法や論理の進め方、目的などが、一つ一つの雑誌論文を読んでいる時より、はるかに明瞭に、一貫して伝わってくる。あるいは、ああそうだったのかと思いを新たにさせられることの多い点である。

木下さんの本は、その「はしがき」「あとがき」、また、本論の随所に、執筆当時の動機や狙い、その後の経過などについて、いわば私的な述懐を洩らされている処が、一般の書に較べても多い。読者としての私には、その一つ一つが、その論の趣旨を理解する上で役立ってくれるばかりでなく、著者の人がらに接する興味を大いに満たしてくれるのである。一篇の論文だけを即物的に評価する場合は不要なことかも知れないが。

第二の点は、原則的には既発表論文を収録したものとはいえ、それが全面的に書き改められている点である。単に文字や表現の面にとどまらず、その後の自他の研究の成果を踏まえて考え直され、書き改められて、原型をとどめぬほどに改稿されたものもあれば、結論が変っているものさえ、ある。そこに著者の不断の精進と真実の姿がまざまざと窺えるのである。

本書は四部に分かれている。

Ⅰ部　『万葉集』における順接と逆接

条件法と呼応

条件法の構造

修飾から順接へ――「なくに」覚書――

疑問条件法について

a「水鳥二四毛有哉」

b「けめかも」考
c二つの疑問副詞――ナニとイカニと――
II部　『万葉集』における動詞の諸問題
活用形式の意味との関わり――「所依」などの訓を中心として
使役と他動――二つのコスを中心として――
可能と不可能――カヌとカツ――
「雨が降る」という言い方
III部　古代の敬語
敬語動詞の成立
受身と敬語
IV部　『万葉集』の語法と訓釈
条件法に関する訓釈
誰にたゆたへ
筑波嶺に雪かも降らる
かく恋すらば
逆接の比喩
波寄す
阿加古比須奈牟
ツ・ヌの別とそれに関する訓釈
準不足音句考

作家は常に処女作を追いかけるものだ、と誰かが言ったとか。この書の第一部は、三分の一を上廻る一六〇ページを占めているし、第四部にも条件法に関するものが多い。ここでも、そのあたりの内容を一部紹介し、感想めいたものを付け加えてみよう。

条件法には、周知の通り、確定条件と仮定条件がある。確定条件は、既に確認された事態をもって条件とするから、これに応ずる結果を客観的に述べ、仮定条件は未確認の事態を基にするために、結論になる部分も未現実的な事柄の表現で結ぶ、ということは確かにありそうなことである。近世の国学者たちは、条件となる前句と結論となる後句における、確定・仮定の表現の呼応という法則の有効性を信じていたし、近代になってからは、むしろ真向から否定されてきていたのである。しかし、万葉集のような、漢文的表記を基本とする文字面を、日本語に引き戻そうとする時には、この法則性の有無は無視できない。ひとたびは信じられ、ひとたびは否定されたこの法則の有効性を、より細かに検定・確認しようとしたのが、木下さんの出発点になる。

「条件法と呼応」という第一章では、まず条件法を、

確定順接　確定逆接
仮定順接　仮定逆接

の四つに分ける。条件法とは何か、については形態と意味の両面か

ら考えるべきことを確認しながらも、出発点をこの四種に限ったわけである。ここまでは、形から識別できる。このあと、主として松下大三郎協士の分類に基きながら、条件法の内部を細かに分析し、呼応の法則を検証してゆく。そして次のような結果を得ている。

○恒常確定は、順接逆接とも現在態で結ぶ、というより、呼応を論ずる対象とならぬ。

○偶然確定は、大体、条件に呼応して現在態で結ばれるが、「喚起性」のものは必然確定、時に恒常確定に近く、形容詞的な語で結ばれることが多い。

○必然確定は、逆接の例は少いが、順接の場合、「根拠生産の関係」をあらわすものは恒常確定に近く、後件が未然態で結ばれて呼応のない場合がある。そのほかは現在態で呼応する。

○完了性仮定条件は、順逆とも、後件は未然態がきて、呼応があるといえる。ただし、形容詞的な語で結ばれる時は、その語性から未然態でなくてもよい。

○非完了性仮定条件は、「反事実」や「事実不定」の場合は、名詞文の場合以外、大体呼応がある。が、非完了性仮定は、古代では「事実」の場合に用いられることが多く、その場合、「反事実・事実不定」に準ずるもの、形容詞による表現、永久不変の事実で結ばれる時、話線が伸びた時などに、呼応の無視が起こる。

○ラム・ケム・ベシャなどは未来表現にかかわるものでなく、また、ム・ジなどでも、未然態と推想態は分けて考えるべきである。

この章と、次の、偶然確定順接条件の一部は入子型として処理できるが、他の条件句は詞的限定をする副詞格と考えるわけにはいかない、という「条件法の構造」という章、および、第四部の「条件法に関する訓釈」などは、表裏一体となるものであろう。

木下さんは、阪倉篤義・森重敏・木之下正雄・大野晋・川端善明氏などの説を引きながら、条件法の内部をこと細かに措定していく。この内部、例えば「偶然確定」とか「必然確定」とかは、形には現れない意味の問題なのである。閉めきった暑い室内で、「窓を開けろ」と命令するか、依頼の表現にするか、願望か、「暑いなあ」と洩らすか。窓を開けたいという意志と、これを有効に果す方法としての表現との絡み合いは、話者と聞手を取り巻く環境と入り乱れて複雑な世界を作る。現れた結果としての一つの表現から、これを決定した要因を探ろうとするのが意味であるならば、それは遠く深い道である。

木下さんは、敢えてこの道を選んでいる。こまかな神経ですべての味を噛み分ける人らしい。結果、前記のような結論を見事に引き出している。見事という外はない。むろん、意味の、量的な世界だ

から、「偶然、必然、恒常」と分けてみたところで、ある箇所では交錯し、ある部分では連続する。一定の傾向が摘出できても、多彩な例外が続出する。そのような結果に対して、これを個々にあげつらってみても意味が少ない。例えば、仮定条件をも「偶然・必然・恒常」と分類する阪倉氏と、「完了性・非完了性」のままに留め置くのと、どちらが正しいかの議論は生産的ではあるまい。阪倉氏が条件表現の変遷を捉えるためにその交錯する部分に着目したことと、木下さんが万葉集の訓詁を正すことを期したことと、その動機・目的の差が条件法の分類自体を変えたのであって、木下さんが注で「わたくしの考え方と根本的に違った理解をしていられるのでないか」（六八ページ）と言っておられるように、やはり立場の違いがあるのだといえよう。ただ、条件法は一種の接続法であって格ではないとする木下さんの主張は、構文的にいって正しいものである。もっとも、多少助動詞などをいじってみた者としては、ラム・ケム・ベシなどの性格―例えば、松尾博士のいう甲種乙種の別など―や、装定に立つ時と終止法になる際の陳述への関わり方、未然態と推想態の別などについて、助動詞の方から迫ってみる途を、さらに押し進められる可能性がまだすこしは残されていそうな気もする。

次の「修飾から順接仮定へ」という論は、「入日哉」をイラムヒヤと訓むことの実証である。ここでは、ムに当る文字がなくても、未来時の前提格をなす形式が推量形であることを確かめるとともに、装定格が推量形をとる場合ととらぬ場合（露出形）の別を明らかにしている。すなわち、マデ・マデニに続く時や、アラム・アラジ・アラメヤなどの主格の装定になる場合は、未来に関する表現であっても露出形となり、日（時）マデ（ニ）やモガの上は推量形をとることが多く、スベ・タドキ・ヨシに対する装定は相半ばするような状態であることを指摘する。そして、上代でも文末に陳述を一本化する傾向が既にあることを認める一方、装定格は原則的には推量形を保存していること、ただし、被修飾語の持つ意味やそれぞれの文中において占める格の性格など、つまり、話し手が主観的に確定的な事実として把握した場合とか、反事実の仮想を更に否定する時とか、あるいはまた音数律の制約とかで露出形をとることがあることを明らかにしている。

「修飾から逆接へ」の章では、ナクニ止めの歌が詠嘆終止といわれ、これがナクニの古い用法とされ、サヘニ・マデニなどとの関連が云々される在来の説に対するものである。ここでは、ナク止めの歌が体言止めと同じで、これとナクニ止めとを同一視するのは不可なること、サヘニなどのニとナクニのニは異なること、などを説いて、歌末用法のナクニは歌中のナクニから転じたものであることを

主張する。とともに、歌中に句切れのあるナクニ止めの歌が、詠嘆終止にも逆接にも順接にも解しうる種々な様相に着目して、ここから否定表現や逆接表現の巾と影を窺おうとしている。木下さんは「今のところ、逆接はわたくしの手に負えるようなしろものではないような気がする」（四ページ）と非常に慎重であって、逆接条件句から文末の詠嘆表現へという過程をおぼろげに暗示しながらも、踏み切ろうとはされない。しかし、詠嘆表現は文としての叙述の終った後に付加されるものであろうから、木下さんの思い描く方向は、読者にはより強く伝わってくるように思われる。

「疑問条件法について」の「水鳥二四毛有哉」は、最初ウニシモアラバヤと訓み、次にウニシモアラバカと訓み改め、二十年以上を経てウニシモアレヤに帰った軌跡を、克明に描いてみせてくれるものである。むろん、そこには、「語法的にはおそらく永久に解けない歌」（二ページ）についての各種の解釈の検討と、已然形の下に係助詞のつく形式や疑問条件句の種々相の検討が展開されている。アレヤと訓んでどう解するのかの結論は、実はなに一つ記されていないという型破りな論考だけに、私にはもっとも興味深かった。私のような粗雑な人間ならば、確定条件を作る力は已然形にあるのさ、その下に助詞がこなくても、バでもコソでもゾでも、はたまたカでもヤでも同じこと、それでいいじゃないか、などとしてなんだか片付いたような気になってしまいそうだからでもある。

「「けめかも」考」は、同じく「はしがき」のことばを借りれば、「あるはずもないケメカモという語形の成立」（二ページ）について考えたもので、確定順接の疑問条件法になぜ推量のケムが入ったかを、接続と終止との関係から推定したもので、やはり、その慎重な態度は、むしろ読む者をして歯切れの悪い感じを抱かせるかもしれない。

「二つの疑問副詞」は、ナニ=why、イカニ=howという基本認識に立って、ナニ・ナド・ナゾ・イカニ・イカデ・イカガなどの意味用法とその交錯の状態を明らかにし、訓詁の決定を試みたもの。訓詁に相当な巾を残してはいるものの、非常に、いや珍らしく、明快である。

へたな紹介は第一部ぐらいで終っておいて、読者諸賢に、この読みごたえの重い本を改めて目を通していただいた方がよさそうである。万葉集の、いわゆる語学的な研究が、文字・音韻や語の面で輝かしい成果を挙げてきたのに較べると、確かに語法的な面の充実度は薄い。語法がはるかに抽象的であって、その整理が如何に困難かは想像にかたくない。その実際の姿は、この新しい面を切り開いていった木下さんの、この著書が如実に描き出していっている。本書には、「わたくしにはわからない」というような表現が、しばしば

見つかる。はじめの方から拾っていっても、二三、三五、四五、八九、一〇三、一一〇、一一二、一一四ページといった具合である。しかし、これは問題の困難さを物語るものでは、むしろ無い。何となくわかったような気になってしまうこともあるし、適当に避けて通ってみたり、「ここにはなお多くの問題が包蔵されている、とまれ」などと構えてみたりしがちじゃないか、と自戒の念を喚び起こされる。大切なことであろう。語法によって訓詁を決定するというと、演繹的手法の匂いが濃くただようが、それ以前の大きな問題として、質量ともに限られた資料を頼りに語法を帰納していかなければならない。仮名書きでこうあるから此処もかく訓むべしなどという安易なものではなく、努力に努力を重ねて倦まぬ精進に、鋭い神経と細かな心配りを必要とすることが、重ねて教えられる。

私は、書評とか紹介とかいうのがどうも苦手である。むろん、ひとさまのお書きになった書評や展望記事は、大いにその意義を認めるし、常に楽しく読ませていただいているのである。しかし、自分がものするのは、やはりかなわん、のである。多分、私の頭が鈍い上に不勉強だからなのであろう。常々ひとさまの論や書を拝見して、それなりに判ったような気はしていても、実のところ、自分がある問題に取り組んで、実際に材料を集めながら考えている中で、同じような問題を扱った先学の論をひもとき、その時になってやっとその論の価値がわかってくるように思われるのである。結局、直接タッチしていない、または扱ったことのない問題に関しての論はよく判らないし、そして、自分で考えたことは、自分の考えの方がましのような気がしてしまう。そんなことで、有益性は大いに認めるものの、自らはその任にあらずとエゴを発揮して極力お断わりし続けているのだが。

この一篇も、所詮、書評らしからぬ書評に終始して、著者ならびに読者諸賢に御迷惑をおかけしたこと多大と自ら恥じ入らざるをえない。しかし、これだけの論考に対して、一ページや二ページで揚げ足とりをしてみたところで、それも書評の名には価しないだろう。自らの立場で、同じ問題について一篇または数篇の論考をものすることによってしか、批評は成り立つまい。他日そうしてみたい、という意欲を十分にそそる書であることはまちがいない。

(昭和四十七年九月　塙書房刊　四五四ページ　三五〇〇円)

報告

○第二十五回万葉学会（昭和四十七年十月九日〜十二日）

㈠　研究発表会　十月九日（月）午前九時半より、天理市立天理綜合市民会館で行なわれた。題目・発表者は次の通りである。

高橋虫麿における東国　中根　誠
ほととぎすと垣内（かきつ）　武部弥十武
万葉序歌考　上田設夫
—注釈書に見られる享受の問題点—
「遊松浦河歌」と憶良の七夕歌　原田貞義
豊後風土記の伝写について　植垣節也
巻八・十の四季分類　浅見　徹
赤人の作歌精神　清水克彦

フルの里もこの日は快晴で、会場には早くから聴衆がつめかけ、真剣な質疑応答に終日熱気がこもった。

同日午後六時より、天理市修学旅行会館にて懇親会。

㈡　公開講演会十月十日（火）午後一時より、前日と同じく天理市立天理綜合市民会館で行なわれた。

講師　伊藤　博氏「人妻故に」
井手　至氏「上代の文字」
中西　進氏「万葉集の方法」

来聴者約三百名。今回の講演会では、試みに、質疑応答を行なうという新形式を採った為、講演ごとに、二三の質疑応答が交され、なごやかな雰囲気の中にも充実した講演会であった。

㈢　見学旅行（摂河泉紀州を海から見る船の旅）十月十一日（水）午前八時半天理市を発ち、名阪道路を経て神戸港着、神戸港から神紀フェリーに乗り白浜に向ったが、あいにく見通しが悪く、残念であった。その日は湯崎にて一泊。翌朝解散。解散後約半数の者が伊勢に回り、沢瀉久孝博士の御墓に参拝した。（坂本）

学会予告

第二十六回　万葉学会

□学会（昭和四十八年度）

＜連絡先＞　〒516　伊勢市倉田山　皇学館大学　国文学研究室
谷岡治男（電話　伊勢②〇二〇一）
＜内線　七二＞

六月三十日（土）

○公開講演会（午後一時〜五時）

＜会場＞　伊勢市岩渕一丁目
伊勢観光文化会館　四階大会議室
（近鉄宇治山田駅前）　（電　伊勢⑧五一〇五）

講師　西宮一民氏
小島憲之氏

○懇親会

＜会場＞　伊勢市宇治浦田町　伊勢パーク
（電　伊勢⑤四一八九）

＜会費＞　二、五〇〇円

※宿泊所　伊勢市中之切町　神宮会館（電　伊勢②〇一九一）
（夕食　要・不要／朝食　要・不要）（二食付二、二〇〇円）

七月一日（日）

沢瀉先生の御墓へお詣りされたい方は御案内申し上げます。

○研究発表会（午前十時〜午後四時）

＜会場＞　伊勢市倉田山　皇学館大学　三〇一教室
（電　伊勢②〇二〇一）

※　昼食についてはお申し込み下さい。大学付近には食堂はありません。
（昼食・要・不要）三〇〇円

※　宿泊所　神宮会館（電　伊勢②〇一九一）
（夕食・要・不要／朝食・要・不要）

七月二日（月）

○万葉旅行　＜案内現地説明　皇学館短大教授　北岡四良氏＞
（昼食・要・不要）三〇〇円

午前九時　宇治山田集合

宇治山田駅（九：二一発）——鳥羽——アミの浦見学（観光船乗船）——答志島——菅島——神島（上陸）島めぐり（昼食）——（乗船）——鳥羽（解散）鳥羽迄の交通費一人当り　一、五〇〇円

※　雨天の場合は危険ですから、神宮参拝見学に切替えます。
＜神宮案内説明　神宮司庁総務部長　桜井勝之進氏＞

※その他

㈠研究発表応募締切期日　昭和四十八年五月十五日

㈡大会参加者で機関長あての出張依頼の公文書御希望の方は、学会連絡先（〒516　伊勢市倉田山　皇学館大学　国文学研究室　谷岡治男宛）までお申し出下さい。

会員名簿追加

松本　剛	353	埼玉県志木市本町五—一五—二七
日吉盛幸	175	東京都板橋区西台二—八—三　薗田方
嘉手苅千鶴子	151	東京都渋谷区上原三—一三—一六　和敬寮
押部佳周	663	西宮市甲子園六—一〇—二一
上山春平	615	京都市右京区太秦垂水山町八
井上温子	661	尼崎市塚口町四丁目五〇—一七

編集後記

八十号から八十一号への坂を越すのに思いがけぬ時間を費やしてしまった。まことに申し訳ない。公私とも、健康の面もふくめて、思うにまかせぬ日々が続いた。大学人の受難時代とはいえ、はやく、よい時代は来ぬものか。

昨年十二月十七日の編集会議で、従来学会の代表者代行であった小島憲之博士を学会の代表者と決定したことをお知らせする。

（大浜）

投稿規定

一、投稿資格は會員に限る。

一、内容は萬葉に關連する各分野の研究論文。

一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）。

一、原稿は一切返却しない。採否決定は編輯部に一任のこと。

一、論文掲載の際には本誌三部を贈呈する。抜刷の作製（實費執筆者負擔）はあらかじめ希望のある場合に限る。

萬葉學會會則

一、本會は萬葉學會と稱する。

一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによつて會員となることができる。

一、會員の研究發表機關誌として季刊「萬葉」を發行する。

一、本會は隨時、萬葉に關する見學旅行、文獻の展觀、研究發表會、講習會、講演會、圖書の出版、その他を行なふ。

一、會員は、年額千六百圓の會費（誌代を含む）を年度初に納入する。

一、本會の事務は
大阪府吹田市千里山東三丁目
關西大學文學部國文學研究室内
（郵便番號五六四）において行なふ。

昭和四十八年六月五日印刷
昭和四十八年六月十日發行
頒價 四百圓 送料十五圓

大阪府吹田市千里山東三丁目
關西大學文學部國文學研究室内
（郵便番號五六四）

編輯兼發行者 萬葉學會 振替大阪二九一四七

京都市南區東九條西岩本町
印刷者 大宝印刷株式会社 (691)一九一一・三三七一

昭和四十八年六月十日發行

萬葉

頒價四百圓
送料十五圓